

令和3年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都中央区京橋二丁目16番1号
清水建設株式会社
代表取締役 井上 和幸

当社と北清土地株式会社及び株式会社肥後橋シミズビルは、令和3年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、北清土地株式会社及び株式会社肥後橋シミズビルを消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併について法令の定めに従い本書面を当社本店に備置いたします。

1 本合併が効力を生じた日

令和3年4月1日

2 消滅会社における法定手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

北清土地株式会社及び株式会社肥後橋シミズビルは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定による手続は行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求

北清土地株式会社及び株式会社肥後橋シミズビルは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求

北清土地株式会社及び株式会社肥後橋シミズビルは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

北清土地株式会社及び株式会社肥後橋シミズビルは、会社法第789条第2項の規定に基づき、令和3年2月15日付にて、官報および債権者に対する各別の催告により、債権者に対し公告を行いました。同条第1項の規定に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

3 存続会社における法定手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、令和3年2月15日付にて、官報および電子公告により、債権者に対し公告を行いました。同条第1項の規定に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4 承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である令和3年4月1日をもって、北清土地株式会社及び株式会社肥後橋シミズビルからその資産、負債及び権利義務の一切を承継いたしました。

5 消滅会社の事前開示書面

北清土地株式会社及び株式会社肥後橋シミズビルの事前開示書面は、別添のとおりです。

6 変更登記日

本合併による変更登記は、令和3年4月1日に申請する予定です。

7 本合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上

令和3年2月15日

吸収合併に係る事前備置書面

札幌市中央区北1条西2丁目1番地

北清土地株式会社

代表取締役 長 澤 幹 央



当社は、当社を消滅会社、清水建設株式会社（以下「存続会社」といいます。）を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、法令の定めに従い、本書面を当社本店に備置いたします。

1 吸収合併契約の内容

別添の合併契約書をご参照ください。

2 合併対価の相当性に関する事項

本合併に際しては、当社の株主に対して存続会社の株式その他資産の割当てを行わず、また、本合併により存続会社の資本金及び準備金は増加しませんが、いずれについても、存続会社は当社の発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しております。

3 当社の新株予約権の定めに関する事項

該当する事項はございません。

4 計算書類等に関する事項

(1) 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

別添の存続会社の計算書類等をご参照ください。

(2) 存続会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当する事実はございません。

(3) 当社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当する事実はございません。

5 効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併後における存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。また、本合併の効力発生日までに存続会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ見込まれておりません。

以上の点、並びに、存続会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、存続会社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

6 事前開示開始後の上記各事項の変更

本事前開示開始日以降、上記各事項に変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以 上



合併契約書

清水建設株式会社（以下「甲」という。）及び北清土地株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の形式）

- 1 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。
- 2 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
商号：清水建設株式会社
住所：東京都中央区京橋二丁目1番1号
 - (2) 吸収合併消滅会社
商号：北清土地株式会社
住所：札幌市中央区北1条西2丁目1番地

第2条（交付する金銭等）

乙は甲を完全親会社とする完全子会社であるため、甲は乙との本合併において一切の対価を交付しない。

第3条（甲の資本金及び準備金の額）

甲の資本金及び資本準備金は、本合併によって増加しないものとする。

第4条（効力発生日）

本合併の効力が発生する日（以下「効力発生日」という。）は、令和3年4月1日とする。ただし、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第5条（会社財産の承継）

乙は効力発生日において、一切の資産、負債および権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第6条（会社財産の善管注意義務）

乙は、本契約締結後効力発生日の前日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲の同意を得なければならない。

第7条（合併条件の変更、合併契約の解除）

甲及び乙は、以下の各号の場合、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

- (1) 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたとき。
- (2) 会社法第796条第3項の規定に従い、同項に規定する数の株式を有する株主が本合併に反対する旨を通知したとき。

第8条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、甲が原本を乙がその写しを保有する。

令和3年2月1日

甲 東京都中央区京橋二丁目1番1号
清水建設株式会社

代表取締役 井上 和 幸



乙 札幌市中央区北1条西2丁目1番地
北清土地株式会社

代表取締役 長 澤 幹 央



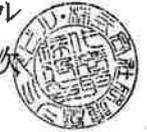
令和3年2月15日

吸収合併に係る事前備置書面

大阪府大阪市西区土佐堀1丁目3番7号

株式会社肥後橋シミズビル

代表取締役 北村 謙 次



当社は、当社を消滅会社、清水建設株式会社（以下「存続会社」といいます。）を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、法令の定めに従い、本書面を当社本店に備置いたします。

1 吸収合併契約の内容

別添の合併契約書をご参照ください。

2 合併対価の相当性に関する事項

本合併に際しては、当社の株主に対して存続会社の株式その他資産の割当てを行わず、また、本合併により存続会社の資本金及び準備金は増加しませんが、いずれについても、存続会社は当社の発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しております。

3 当社の新株予約権の定めに関する事項

該当する事項はございません。

4 計算書類等に関する事項

(1) 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

別添の存続会社の計算書類等をご参照ください。

(2) 存続会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当する事実はございません。

(3) 当社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当する事実はございません。

5 効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

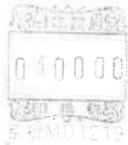
本合併後における存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。また、本合併の効力発生日までに存続会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ見込まれておりません。

以上の点、並びに、存続会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、存続会社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

6 事前開示開始後の上記各事項の変更

本事前開示開始日以降、上記各事項に変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上



合併契約書

清水建設株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社肥後橋シミズビル（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の形式）

- 1 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。
- 2 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
商号：清水建設株式会社
住所：東京都中央区京橋二丁目16番1号
 - (2) 吸収合併消滅会社
商号：株式会社肥後橋シミズビル
住所：大阪府大阪市西区土佐堀1丁目3番7号

第2条（交付する金銭等）

乙は甲を完全親会社とする完全子会社であるため、甲は乙との本合併において一切の対価を交付しない。

第3条（甲の資本金及び準備金の額）

甲の資本金及び資本準備金は、本合併によって増加しないものとする。

第4条（効力発生日）

本合併の効力が発生する日（以下「効力発生日」という。）は、令和3年4月1日とする。ただし、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第5条（会社財産の承継）

乙は効力発生日において、一切の資産、負債および権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第6条（会社財産の善管注意義務）

乙は、本契約締結後効力発生日の前日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲の同意を得なければならない。

第7条（合併条件の変更、合併契約の解除）

甲及び乙は、以下の各号の場合、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

- (1) 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたとき。
- (2) 会社法第796条第3項の規定に従い、同項に規定する数の株式を有する株主が本合併に反対する旨を通知したとき。

第8条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、甲が原本を乙がその写しを保有する。

令和3年2月1日

甲 東京都中央区京橋二丁目16番1号
清水建設株式会社
代表取締役 井上 和



乙 大阪府大阪市西区土佐堀1丁目3番7号
株式会社肥後橋シミズビル
代表取締役 北村 謙次



第118期事業年度

当 社 計 算 書 類

〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

清水建設株式会社

取締役社長 井上 和 幸



当社計算書類(単体)

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	当 期 2020年3月31日現在	科目	当 期 2020年3月31日現在
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	950,249	流動負債	787,738
現金預金	269,962	支払手形	58,408
受取手形	22,555	工事未払金	210,661
完成工事未収入金	481,275	短期借入金	93,373
有価証券	1,000	コマーシャル・ペーパー	80,000
販売用不動産	0	一年内償還予定の社債	10,000
未成工事支出金	73,805	一年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	30,016
開発事業支出金	5,885	未払法人税等	22,669
その他	96,479	未成工事受入金	90,943
貸倒引当金	△ 713	預り金	142,792
固定資産	654,179	完成工事補償引当金	3,806
有形固定資産	308,248	工事損失引当金	5,729
建物・構築物	123,343	役員賞与引当金	289
機械・運搬具	4,101	独占禁止法関連損失引当金	1,820
工具器具・備品	4,783	その他	37,227
土地	152,820	固定負債	196,547
建設仮勘定	23,199	社債	60,000
無形固定資産	6,567	長期借入金	53,436
投資その他の資産	339,362	再評価に係る繰延税金負債	17,659
投資有価証券	281,690	退職給付引当金	44,476
関係会社株式	41,987	その他	20,975
その他の関係会社有価証券	3,850	負債合計	984,286
長期貸付金	3,311	(純資産の部)	
破産更生債権等	16	株主資本	490,635
長期前払費用	609	資本金	74,365
繰延税金資産	72	資本剰余金	43,144
その他	9,899	資本準備金	43,143
貸倒引当金	△ 2,075	その他資本剰余金	1
		利益剰余金	394,316
		利益準備金	18,394
		その他利益剰余金	375,921
		固定資産圧縮積立金	5,026
		別途積立金	295,200
		繰越利益剰余金	75,694
		自己株式	△ 21,191
		評価・換算差額等	129,507
		その他有価証券評価差額金	103,811
		繰延ヘッジ損益	△ 168
		土地再評価差額金	25,864
資産合計	1,604,429	純資産合計	620,143
		負債純資産合計	1,604,429

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	
	2019年4月1日から2020年3月31日まで	
売上高		
完成工事高	1,356,715	
開発事業等売上高	60,889	1,417,604
売上原価		
完成工事原価	1,180,549	
開発事業等売上原価	47,798	1,228,348
売上総利益		
完成工事総利益	176,165	
開発事業等総利益	13,090	189,256
販売費及び一般管理費		73,974
営業利益		115,281
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,930	
その他	1,614	12,545
営業外費用		
支払利息	1,508	
為替差損	1,632	
その他	2,000	5,141
経常利益		122,686
特別利益		
投資有価証券売却益	7,508	
その他	30	7,538
特別損失		
投資有価証券売却損	507	
投資有価証券評価損	792	
減損損失	2,915	
その他	0	4,214
税引前当期純利益		126,009
法人税、住民税及び事業税	43,407	
法人税等調整額	△ 6,762	36,644
当期純利益		89,365

当社計算書類(単体)

株主資本等変動計算書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本											自己株式	株主資本計 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				利益剰余金計 合 計			
		資本準備金	その 剰余金	他 剰余金	資本剰余金 計	利益剰余金	固定資産 積立金	別 途積立金	繰越利益 剰余金				
当事業年度期首残高	74,365	43,143	1	43,144	18,394	5,160	229,800	83,502	336,857	△1,187	453,180		
当事業年度変動額													
固定資産積立金の積立・取崩						△133		133	-		-		
別途積立金の積立							65,400	△65,400	-		-		
剰余金の配当								△31,906	△31,906		△31,906		
当期純利益								89,365	89,365		89,365		
自己株式の取得										△20,003	△20,003		
自己株式の処分			0	0						0	0		
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)													
当事業年度変動額合計	-	-	0	0	-	△133	65,400	△7,807	57,459	△20,003	37,455		
当事業年度末残高	74,365	43,143	1	43,144	18,394	5,026	295,200	75,694	394,316	△21,191	490,635		

	評価・換算差額等				純 資 産 計
	その 他有価証券 評価差額金	繰延ハッ ジ利益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当事業年度期首残高	148,823	41	25,864	174,729	627,910
当事業年度変動額					
固定資産積立金の積立・取崩					-
別途積立金の積立					-
剰余金の配当					△31,906
当期純利益					89,365
自己株式の取得					△20,003
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	△45,011	△210		△45,222	△45,222
当事業年度変動額合計	△45,011	△210	-	△45,222	△7,766
当事業年度末残高	103,811	△168	25,864	129,507	620,143

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産

販売用不動産	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
未成工事支出金	個別法による原価法
開発事業支出金	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物・構築物	定額法
その他の有形固定資産	定率法（リース資産は定額法）

② 無形固定資産

③ 長期前払費用

定額法
定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の実績による必要額、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に見積りした必要額を計上している。
② 完成工事補償引当金	完成工事に係る責任補修費用に備えるため、過去の実績による必要額を計上している。
③ 工事損失引当金	手持工事に係る将来の工事損失に備えるため、損失見込額を計上している。
④ 役員賞与引当金	役員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上している。
⑤ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
⑥ 独占禁止法関連損失引当金	独占禁止法に基づく課徴金の支払に備えるため、支払見込額を計上している。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における工事進捗度の見積りは、原価比例法によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、建物・構築物の減価償却方法について、従来、定率法を採用していたが、当事業年度から、定額法に変更している。

当社グループは、2019年5月に公表した長期ビジョン「SHIMZ VISION 2030」及び「中期経営計画〈2019 - 2023〉」において、安定収益の確保に向けた賃貸資産の更なる拡充等、2023年度までの5年間で不動産開発事業に5,000億円の投資を計画している。これに伴い、長期安定的に稼働する賃貸事業用の建物・構築物が増加することが見込まれることから、減価償却方法を使用期間にわたり均等に費用配分する定額法に変更することとした。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,731百万円増加している。

3. 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産

関係会社等の借入金の担保に供している資産

流動資産「その他」	15百万円
建物・構築物	57百万円
土地	43百万円
関係会社株式	514百万円
長期貸付金	2,244百万円
計	2,875百万円

(2) 金融取引として会計処理した資産及び負債

「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第15号)に基づき、金融取引として会計処理した資産及び負債

建物・構築物	23,842百万円
機械・運搬具	180百万円
工具器具・備品	95百万円
預り金	22,188百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

97,402百万円

(4) 保証債務

下記の会社等の借入金等に対して保証を行っている。

WINDAS DEVELOPMENT社(注)	1,721百万円
従業員(住宅取得資金)	32百万円
計	1,753百万円

(注) WINDAS DEVELOPMENT社は、当社の関連会社の出資先である。

(5) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	9,173百万円
関係会社に対する長期金銭債権	3,299百万円
関係会社に対する短期金銭債務	25,603百万円
関係会社に対する長期金銭債務	1,261百万円

(6) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行っている。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価実施日 2002年3月31日

4. 損益計算書関係

(1) 工事進行基準による完成工事高	1,246,167百万円
(2) 売上高のうち関係会社に対する部分	27,579百万円
(3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高	122,197百万円
(4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	4,420百万円
(5) 関係会社との営業取引以外の取引高	7,766百万円
(6) 研究開発費の総額	12,974百万円

5. 株主資本等変動計算書関係

当事業年度末日における自己株式の種類及び数
 普通株式 24,319,328株

6. 税効果会計

繰延税金資産の発生の主な原因は、引当金超過額、資産評価損に起因する将来減算一時差異によるものである。また、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券の評価差額である。

7. 関連当事者との取引

子会社

(1)取引の内容

種 類	会社等の名称	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	シミズ・ ファイナンス(株)	2,000	貸金業	直接 100%	役員の兼任; 資金の預り等	資金の預り	101,500	預り金	—

(2)取引条件及び取引条件の決定方針

資金の預りに伴う利息は、市場金利を勘案して合理的に決定している。

8. 1株当たり情報

(1) 1株当たり純資産額	811円50銭
(2) 1株当たり当期純利益	115円65銭

9. その他

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表における記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

以 上

第118期事業年度

連 結 計 算 書 類

〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕

連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表

清水建設株式会社

取締役社長 井上 和 幸



連結計算書類

連結貸借対照表

(単位: 百万円)

科目	当 期 2020年3月31日現在	科目	当 期 2020年3月31日現在
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,145,908	流動負債	871,553
現金預金	351,722	支払手形・工事未払金等	319,164
受取手形・完成工事未収入金等	546,148	短期借入金	112,774
有価証券	1,020	一年内返済予定のノンリコース借入金	6,957
販売用不動産	2,836	コマーシャル・ペーパー	80,000
未成工事支出金	77,949	一年内償還予定の社債	10,000
開発事業支出金	16,472	一年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	30,016
PF事業等たな卸資産	47,883	一年内償還予定のノンリコース社債	2,764
その他	102,651	未払法人税等	25,637
貸倒引当金	△ 775	未成工事受入金	101,390
固定資産	759,025	預り金	124,325
有形固定資産	408,440	完成工事補償引当金	3,932
建物・構築物	149,310	工事損失引当金	6,071
機械・運搬具・工具器具備品	20,011	役員賞与引当金	289
土地	207,472	独占禁止法関連損失引当金	1,820
建設仮勘定	31,645	その他	46,409
無形固定資産	12,091	固定負債	296,968
投資その他の資産	338,493	社債	60,000
投資有価証券	319,598	ノンリコース社債	23,235
繰延税金資産	2,730	長期借入金	70,360
その他	18,121	ノンリコース借入金	45,207
貸倒引当金	△ 1,957	繰延税金負債	94
		再評価に係る繰延税金負債	17,659
		退職給付に係る負債	57,293
		その他	23,119
		負債合計	1,168,521
		(純資産の部)	
		株主資本	606,741
		資本金	74,365
		資本剰余金	43,116
		利益剰余金	510,873
		自己株式	△ 21,613
		その他の包括利益累計額	123,737
		その他有価証券評価差額金	104,898
		繰延ヘッジ損益	△ 169
		土地再評価差額金	25,864
		為替換算調整勘定	△ 1,985
		退職給付に係る調整累計額	△ 4,870
		非支配株主持分	5,932
		純資産合計	736,412
資産合計	1,904,934	負債純資産合計	1,904,934

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	当 期	
	2019年4月1日から2020年3月31日まで	
売上高		
完成工事高	1,517,883	
開発事業等売上高	180,409	1,698,292
売上原価		
完成工事原価	1,319,118	
開発事業等売上原価	153,504	1,472,622
売上総利益		
完成工事総利益	198,765	
開発事業等総利益	26,904	225,670
販売費及び一般管理費		91,775
営業利益		133,894
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,518	
その他	2,751	10,269
営業外費用		
支払利息	2,244	
為替差損	1,713	
その他	2,219	6,178
経常利益		137,986
特別利益		
投資有価証券売却益	7,517	
その他	63	7,581
特別損失		
投資有価証券売却損	507	
投資有価証券評価損	794	
減損損失	2,915	
その他	1	4,217
税金等調整前当期純利益		141,349
法人税、住民税及び事業税	48,931	
法人税等調整額	△ 6,700	42,230
当期純利益		99,119
非支配株主に帰属する当期純利益		141
親会社株主に帰属する当期純利益		98,977

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	74,365	43,116	443,802	△ 1,609	559,674
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△ 31,906		△ 31,906
親会社株主に帰属する 当期純利益			98,977		98,977
自己株式の取得				△ 20,003	△ 20,003
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	-	0	67,071	△ 20,003	47,067
当連結会計年度末残高	74,365	43,116	510,873	△ 21,613	606,741

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 持 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 係 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	150,079	△ 54	25,864	△ 1,955	△ 4,193	169,741	5,826	735,242
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当								△ 31,906
親会社株主に帰属する 当期純利益								98,977
自己株式の取得								△ 20,003
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	△ 45,181	△ 114		△ 29	△ 677	△ 46,003	106	△ 45,897
当連結会計年度変動額合計	△ 45,181	△ 114	-	△ 29	△ 677	△ 46,003	106	1,170
当連結会計年度末残高	104,898	△ 169	25,864	△ 1,985	△ 4,870	123,737	5,932	736,412

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲

すべての子会社（70社）を連結している。

主要な連結子会社 …………… 清水総合開発(株)、日本ファブテック(株)、第一設備工業(株)、
(株)ミルックス、(株)エスシー・マシーナリ、
(株)シミズ・ビルライフケア

なお、当連結会計年度から子会社となった7社を連結の範囲に含めている。また、子会社でなくなった3社を連結の範囲に含めていない。

(2) 持分法の適用

すべての関連会社（16社）に対する投資について、持分法を適用している。

主要な関連会社 …………… 日本道路(株)

なお、当連結会計年度から関連会社となった2社に対する投資について、持分法を適用している。また、関連会社でなくなった1社は持分法を適用していない。

(3) 連結子会社の事業年度等

連結子会社のうち20社の決算日は12月31日である。また、決算日が2月29日、3月26日の連結子会社がそれぞれ1社ある。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用している。ただし、これらの子会社の決算日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

上記以外の連結子会社の事業年度は、当社と同一である。

(4) 会計方針

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

販売用不動産 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金 …………… 個別法による原価法

開発事業支出金 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

P F I 事業等たな卸資産 …………… 個別法による原価法又は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 建物・構築物 主として定額法

その他の有形固定資産 主として定率法

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の実績による必要額、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に見積りした必要額を計上している。

ロ. 完成工事補償引当金 …………… 完成工事に係る責任補修費用に備えるため、過去の実績による必要額を計上している。

ハ. 工事損失引当金 …………… 手持工事に係る将来の工事損失に備えるため、損失見込額を計上している。

ニ. 役員賞与引当金 …………… 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上している。

ホ. 独占禁止法関連損失引当金 …… 独占禁止法に基づく課徴金の支払に備えるため、支払見込額を計上している。

④完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における工事進捗度の見積りは、原価比例法によっている。

⑤退職給付に係る負債の計上基準 …… 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上している。

⑥のれんの償却方法及び償却期間 …… のれんは原則として、発生年度以降20年以内で、その効果の及ぶ期間にわたって均等償却している。

⑦消費税等の会計処理 ……………… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び一部の連結子会社は、建物・構築物の減価償却方法について、従来、定率法を採用していたが、当連結会計年度から、定額法に変更している。

当社グループは、2019年5月に公表した長期ビジョン「SHIMZ VISION 2030」及び「中期経営計画〈2019-2023〉」において、安定収益の確保に向けた賃貸資産の更なる拡充等、2023年度までの5年間で不動産開発事業に5,000億円の投資を計画している。これに伴い、長期安定的に稼働する賃貸事業用の建物・構築物が増加することが見込まれることから、減価償却方法を使用期間にわたり均等に費用配分する定額法に変更することとした。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,836百万円増加している。

3. 連結貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産

①長期借入金1,600百万円の担保に供している資産	
建設仮勘定	470百万円
②関連会社等の借入金の担保に供している資産	
建物・構築物	57百万円
土地	43百万円
投資有価証券	140百万円
投資その他の資産「その他」	52百万円
計	293百万円

③ノンリコース借入金52,164百万円の担保に供している
PFI事業等を営む連結子会社の事業資産の額 66,624百万円

(2) ノンリコース社債26,000百万円に対応する
開発事業を営む連結子会社の事業資産の額 28,203百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 159,960百万円

(4) 保証債務

下記の会社等の借入金等に対して保証を行っている。

WINDAS DEVELOPMENT社(注)	1,721百万円
従業員(住宅取得資金)	32百万円
計	1,753百万円

(注) WINDAS DEVELOPMENT社は、当社の関連会社の出資先である。

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行っている。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価実施日 2002年3月31日

4. 連結損益計算書関係

(1) 工事進行基準による完成工事高	1,335,882百万円
(2) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	4,678百万円
(3) 売上原価に含まれるたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額	178百万円
(4) 研究開発費の総額	13,222百万円

5. 連結株主資本等変動計算書関係

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び数
普通株式 788,514,613株

(2) 剰余金の配当

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	18,075百万円	(注1)23円	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	13,831百万円	(注2)18円	2019年9月30日	2019年12月2日

(注)1 1株当たり配当額23円には特別配当16円が含まれている。
2 1株当たり配当額18円には特別配当8円が含まれている。

②当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当のうち、基準日が当連結会計年度中のもの

2020年6月26日開催の定時株主総会において、配当に関する事項を議案とする予定である。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	15,283百万円	20円	2020年3月31日	2020年6月29日

(注)1株当たり配当額20円には特別配当10円が含まれている。

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に銀行借入及び社債の発行により運転資金を調達し、資金運用については、リスクの少ない短期的な預金等により運用している。また、デリバティブ取引は、ヘッジ対象となる資産・負債がある場合に限り利用し、投機目的では行わない方針である。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形・完成工事未収入金等などの営業債権に係る発注者の信用リスクについては、支払条件や取引先の信用状況に応じて、適正な管理を行い、リスクの軽減を図っている。

投資有価証券は、主に営業政策上の理由から保有している株式であり、毎年、個別銘柄ごとに、株式保有に伴うコストやリスク、営業上の便益等の経済合理性を総合的に勘案のうえ、取締役会にて、保有の必要性を検証している。為替や金利等の変動リスクに対しては、金融相場変動リスク管理規程に従い、リスク管理を行っている。

(2) 金融商品の時価等

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

資 産	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金預金	351,722	351,722	-
② 受取手形・完成工事未収入金等	546,148	546,148	-
③ 有価証券	1,020	1,020	-
④ 投資有価証券	264,468	264,468	-
負 債	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
⑤ 支払手形・工事未払金等	319,164	319,164	-
⑥ 短期借入金	112,774	112,774	-
⑦ コマーシャル・ペーパー	80,000	80,000	-
⑧ 社債及び一年内償還予定の社債	70,000	69,756	△244
⑨ 一年内償還予定の転換社債型 新株予約権付社債	30,016	29,814	△202
⑩ ノンリコース社債及び 一年内償還予定のノンリコース社債	26,000	26,000	-
⑪ 長期借入金	70,360	70,819	459
⑫ ノンリコース借入金及び 一年内返済予定のノンリコース借入金	52,164	53,371	1,207
デリバティブ取引(※)	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
⑬ デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	(242)	(242)	-

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、()書きで表示している。

(注) 金融商品の時価の算定方法

- ①現金預金, ③有価証券, ⑤支払手形・工事未払金等, ⑥短期借入金, ⑦コマーシャル・ペーパー
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
- ②受取手形・完成工事未収入金等
これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を回収までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いて算定する方法によっている。
- ④投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。なお、非上場株式等（連結貸借対照表計上額55,129百万円）は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めていない。
- ⑧社債及び一年内償還予定の社債, ⑨一年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。
- ⑩ノンリコース社債及び一年内償還予定のノンリコース社債
これらは変動金利であり、短期間で市場金利を反映しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。
- ⑪長期借入金, ⑫ノンリコース借入金及び一年内返済予定のノンリコース借入金
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。なお、一部の長期借入金・ノンリコース借入金については、金利スワップの特例処理の対象としており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。
- ⑬デリバティブ取引
これらの時価は、取引金融機関から提示された価格によっている。

7. 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

当社及び一部の子会社では、東京などの全国主要都市を中心に、賃貸用のオフィスビル、住宅などを所有している。

(2) 賃貸等不動産の時価等

連結貸借対照表計上額	216,913百万円
時価	369,280百万円

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

2 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額又は社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額である。

8. 1株当たり情報

(1) 1株当たり純資産額	957円56銭
(2) 1株当たり当期純利益	128円31銭

9. その他

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表における記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

以上

第118期事業年度

事 業 報 告

〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕

清水建設株式会社

取締役社長 井 上 和 幸





第118期 定時株主総会招集ご通知



〈新型コロナウイルス感染症への対応のお願い〉

- 株主の皆様の感染防止を最優先とするため、当日のご来場は極力お控えいただき、可能な限り、書面又はインターネット等による議決権行使を強くお願い申し上げます。

行使期限 書面（郵送） 2020年6月25日（木曜日）午後5時10分到着分まで
インターネット 2020年6月25日（木曜日）午後5時10分受付分まで

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた本株主総会開催上の注意事項及び本株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.shimz.co.jp/company/ir/events/shareholders/>

子どもたちに誇れるしごとを。

SHIMIZU CORPORATION 
清水建設

目次

	(頁)
株主のみなさまへ	1
招集ご通知	
第118期定時株主総会招集ご通知	2
インターネット等による 議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 取締役11名選任の件	7
第3号議案 監査役2名選任の件	15
第4号議案 取締役の賞与限度額 設定の件	19
事業報告	
I. 企業集団(連結)の現況に関する事項	21
II. 会社の現況に関する事項(当社単体)	35
連結計算書類	
連結貸借対照表	45
連結損益計算書	46
当社計算書類(単体)	
貸借対照表	47
損益計算書	48
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の 監査報告	49
当社計算書類(単体)に係る会計監査人の 監査報告	51
監査役会の監査報告	53
【ご参考】	
シミズのものづくり	55
トピックス	57
株式の手続きに関するお知らせ	61

株主のみなさまへ



会長 宮本 洋一



社長 井上 和幸

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。
このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に、心よりご冥福をお祈りするとともに、罹患された方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。また、感染症治療の第一線で従事されている医療関係者の皆様には、心より感謝申し上げます。

当社グループは、グループ全社を挙げて感染拡大防止に向けた措置を講じており、今後も引き続き、感染拡大防止に向けて取り組んでまいります。

ここに、当社第118期定時株主総会招集ご通知をお届けするとともに、第118期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)における当社グループの業績及び事業活動の概況についてご報告申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ相変わりがせぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

取締役会長

宮本 洋一

取締役社長

井上 和幸

株主各位

(証券コード 1803)
2020年6月11日

東京都中央区京橋二丁目16番1号

清水建設株式会社

取締役社長 井上 和 幸

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類

当社
計算書類(単体)

監査
報告

1号
議案

第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は極力お控えいただき、可能な限り、書面又はインターネット等による議決権行使を強くお願い申し上げます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。2020年6月25日(木曜日)午後5時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2020年6月26日(金曜日) 午前10時
2	場 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号 当社 本店(2階シミズホール)
3	株主総会の 目的事項	報告事項 第118期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)における以下の事項 1. 事業報告、連結計算書類及び当社計算書類の内容 2. 会計監査人の連結計算書類及び当社計算書類 監査結果 3. 監査役会の事業報告、当社計算書類、その附属明細書 及び連結計算書類 監査結果 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第2号議案 取締役11名選任の件 第4号議案 取締役の賞与限度額設定の件

4 議決権の行使に関する事項

株主様におかれましては「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権の行使には、以下3つの方法がございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は極力お控えいただき、可能な限り、書面又はインターネット等による議決権行使を強くお願い申し上げます。

書面（郵送）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時10分到着分まで

インターネット等



5ページをご覧ください、パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時10分受付分まで

株主総会にご出席



当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時

1. 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。なお、代理人によるご出席の場合は、本人及び代理人の議決権行使書用紙とともに、委任状を会場受付にご提出ください。

以上

◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査した、事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

当社ウェブサイト <https://www.shimz.co.jp/>



〈新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ〉

本株主総会における新型コロナウイルス感染症に関する当社の対応について、以下のとおりご案内いたします。感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 株主の皆様の感染防止を最優先とするため、当日のご来場は極力お控えいただき、可能な限り、書面又はインターネット等による議決権行使を強くお願い申し上げます。
- ご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日の国内の感染状況にご注意のうえ、マスク着用などの感染予防をお願い申し上げます。
- 本株主総会会場受付にて、サーモグラフィー等により株主様の体温を確認させていただく予定です。発熱や咳などの症状を有する株主様については、ご入場をお断りさせていただきます。
- 本株主総会会場は、間隔を空けた座席配置等により、例年より座席数は減少する予定です。そのため、当日ご来場いただいてもご入場できない場合がございます。
- 本株主総会の議事は、通常より時間を短縮して行う予定です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた本株主総会開催上の注意事項及び今後の状況により、本株主総会の運営に変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.shimz.co.jp/company/ir/events/shareholders/>



スマート招集のご案内

当社では、スマートフォン、タブレット端末等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使ウェブサイトへのアクセスができる「スマート招集」を導入しております。右のアドレス又はQRコードよりアクセスいただきご参照ください。



<https://p.sokai.jp/1803/>

インターネット等による議決権行使のご案内

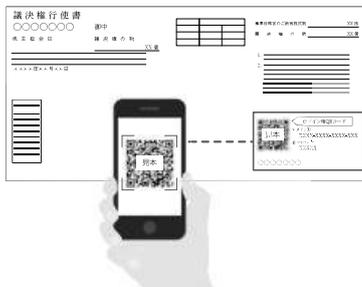
行使期限 2020年6月25日(木曜日)午後5時10分まで

◎議決権行使ウェブサイトへのアクセス・ログイン方法

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合はQRコードを用いず、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



- ※ 毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。
- ※ インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合があります。
- ※ パソコン、スマートフォン又は携帯電話等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

■ 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録してください。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、「中期経営計画(2019-2023)」において、長期的発展の礎となる財務体質の強化と安定配当(普通配当)の維持を基本方針としつつ、成長により稼得した利益を連結配当性向30%を目安に還元する方針としております。この方針に基づき、剰余金の処分ににつきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、1株につき普通配当10円に特別配当10円を加えた20円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金を加えた年間配当金は、1株につき38円となります。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

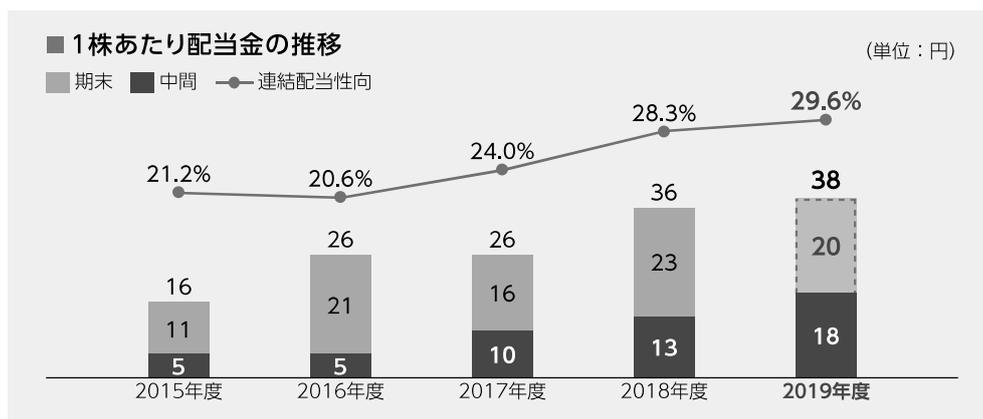
当社普通株式1株につき **金20円**(うち普通配当10円, 特別配当10円)
総額 15,283,905,700円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

2 その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	60,400,000,000円
(2) 増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金	60,400,000,000円



第2号議案 取締役11名選任の件

現任取締役12名は、全員本総会終結の時をもって任期が満了となります。

当社は、業務執行責任の明確化による業務執行機能の強化及び非業務執行取締役の比率向上による経営監督機能の強化を目的に、2020年4月1日付にて執行役員制度を一部改正しております。これに伴い、取締役数を減員し、取締役11名(うち社外取締役3名)の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は以下のとおりです。

候補者 番号	氏名	現在の会社における 地位及び担当	指名報酬委員	取締役会 出席状況 (当事業年度)
1	再任 宮本 洋一	代表取締役会長		100% (16/16回)
2	再任 井上 和幸	代表取締役社長 社長執行役員	●	100% (16/16回)
3	再任 今木 繁行	代表取締役副社長 副社長執行役員 建築総本部長、情報統括担当、 生産性向上推進担当		100% (16/16回)
4	再任 山地 徹	代表取締役副社長 副社長執行役員 エンジニアリング事業担当、LCV事業担当、 フロンティア開発担当		100% (16/16回)
5	再任 山中 庸彦	代表取締役 専務執行役員 土木総本部長、安全環境担当		100% (16/16回)
6	新任 藤村 廣志	専務執行役員 営業総本部長、夢洲プロジェクト室長		-
7	新任 半田 公男	専務執行役員 企業倫理室長、 営業総本部コンプライアンス担当	●	-
8	再任 清水 基昭	取締役	● (委員長)	100% (16/16回)
9	再任 岩本 保	取締役	●	100% (12/12回)
10	再任 村上 文	取締役	●	100% (16/16回)
11	再任 田村 真由美	取締役	●	100% (12/12回)

※指名報酬委員は、再任候補者については本招集ご通知発送日時点の状況を、新任候補者については選任が承認可決された場合の予定をそれぞれ記載しております。

※岩本保氏及び田村真由美氏の取締役会出席状況は、2019年6月27日の取締役就任以降のものを対象としております。

※非業務執行：業務執行を担当せず、経営及び業務執行の監督を中心に行っております。

1 みやもと
宮本



所有する当社の株式の数

145,168株

取締役会出席率

100% (16/16回)

よういち
洋一 1947年5月16日生



略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1971年7月	当社入社	2007年6月	代表取締役社長
2003年6月	執行役員 北陸支店長	2016年4月	代表取締役会長
2005年4月	執行役員 九州支店長		現在に至る
2005年6月	常務執行役員 九州支店長		
2006年4月	専務執行役員 九州支店長		
2007年4月	専務執行役員 営業担当		

■取締役候補者とした理由

宮本洋一氏は、代表取締役社長、代表取締役会長を歴任し、当社グループの経営及び事業活動に関する豊富な経験と高度な見識を有しており、その経験を活かして経営を担うことが、当社グループの持続的発展及び中長期的な企業価値向上の実現のために最適と判断し、引き続き取締役候補者としております。

2 いのうえ
井上



所有する当社の株式の数

57,150株

取締役会出席率

100% (16/16回)

かずゆき
和幸 1956年10月3日生



略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1981年4月	当社入社	2016年4月	代表取締役社長
2013年4月	執行役員 建築事業本部 第二営業本部長	2020年4月	代表取締役社長 社長執行役員
2014年4月	常務執行役員 名古屋支店長		現在に至る
2015年4月	専務執行役員 名古屋支店長		
2015年6月	取締役専務執行役員 名古屋支店長		
2016年3月	取締役専務執行役員 営業担当		

■取締役候補者とした理由

井上和幸氏は、建築事業、営業部門の要職を歴任し、当社グループの経営及び事業活動に関する豊富な経験と高度な見識を有しており、2016年4月から、代表取締役社長として、強力なリーダーシップを発揮し、経営を担っております。また、現在、当社グループが目指す姿、長期ビジョン「SHIMZ VISION 2030」の実現に向け、「中期経営計画〈2019-2023〉」の推進を指揮しており、当社グループの持続的発展及び中長期的な企業価値向上のけん引役として最適と判断し、引き続き取締役候補者としております。

3

いまき
今木所有する当社の
株式の数

54,178株

取締役会出席率

100% (16/16回)

としゆき
繁行

1955年1月3日生

再任

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1980年4月	当社入社	2017年4月	代表取締役副社長 建築総本部長 生産性向上推進担当 情報統括担当
2007年4月	執行役員 建築事業本部 東京建築第三事業部長	2018年4月	代表取締役副社長 建築総本部長 生産性向上推進担当 情報統括担当 原子力・火力担当
2008年6月	執行役員 人事部長	2019年4月	代表取締役副社長 建築総本部長 生産性向上推進担当 原子力・火力担当 情報統括担当 デジタル戦略推進室長
2010年4月	執行役員 北陸支店長	2020年4月	代表取締役副社長 副社長執行役員 建築総本部長 情報統括担当 生産性向上推進担当
2013年4月	常務執行役員 北陸支店長		現在に至る
2014年4月	専務執行役員 建築事業本部 副本部長 建築事業本部 東京支店長		
2015年6月	取締役専務執行役員 建築事業本部 副本部長 建築事業本部 東京支店長		
2016年1月	取締役専務執行役員 首都圏担当 東京支店長		
2016年4月	取締役副社長 首都圏担当 東京支店長		

■ 取締役候補者とした理由

今木繁行氏は、建築事業関連業務の執行を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。現在、建築総本部長として建築事業を統括、コアビジネスである建設事業の持続的成長に取り組むとともに、デジタル戦略を推進することで建設事業の生産性向上及び業務効率化を進めており、当社グループの持続的発展及び中長期的な企業価値向上の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役候補者としております。

4

やまじ
山地所有する当社の
株式の数

30,337株

取締役会出席率

100% (16/16回)

とおる

徹

1956年5月18日生

再任

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1981年4月	当社入社	2018年4月	代表取締役副社長 営業総本部長
2011年4月	執行役員 建築事業本部 東京支店 副支店長	2019年3月	代表取締役副社長 営業総本部長 夢洲プロジェクト室長
2012年4月	執行役員 九州支店長	2020年4月	代表取締役副社長 副社長執行役員 エンジニアリング事業担当 LCV事業担当 フロンティア開発担当
2015年4月	常務執行役員 九州支店長		現在に至る
2016年4月	専務執行役員 営業担当		
2017年4月	専務執行役員 営業担当 建築総本部 営業本部長		
2017年6月	代表取締役副社長 営業担当 建築総本部 営業本部長		

■ 取締役候補者とした理由

山地徹氏は、建築事業関連業務、営業部門の業務の執行を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。現在、エンジニアリング事業、LCV事業、フロンティア事業を統括、当社グループの新たな収益基盤の確立及び成長に向けた取組みを進めており、当社グループの持続的発展及び中長期的な企業価値向上の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役候補者としております。

5 やまなか 山中



所有する当社の
株式の数

37,134株

取締役会出席率

100% (16/16回)

つねひこ 庸彦 1956年1月20日生

再任

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1980年4月	当社入社	2020年4月	代表取締役専務執行役員 土木総本部長 安全環境担当 現在に至る
2013年4月	執行役員 北海道支店長		
2016年3月	執行役員 関東支店長		
2016年4月	常務執行役員 関東支店長		
2018年4月	専務執行役員 土木総本部長		
2018年6月	代表取締役専務執行役員 土木総本部長		

■取締役候補者とした理由

山中庸彦氏は、土木事業関連業務を中心とした建設事業の執行を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。現在、土木総本部長として土木事業を統括、コアビジネスである建設事業の持続的成長に取り組んでおり、当社グループの持続的発展及び中長期的な企業価値向上の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役候補者としております。

6 ふじむら 藤村



所有する当社の
株式の数

14,288株

取締役会出席率

—

ひろし 廣志 1956年11月1日生

新任

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1979年4月	当社入社	2018年11月	常務執行役員 営業総本部 建築営業本部長
2015年4月	執行役員 建築事業本部 営業本部 副本部長		営業総本部 建築営業本部 開発推進室長
2016年1月	執行役員 建築総本部 営業本部 副本部長	2019年4月	専務執行役員 営業総本部 建築営業本部長
2017年4月	常務執行役員 建築総本部 営業本部 副本部長	2020年4月	専務執行役員 営業総本部長 夢洲プロジェクト室長 現在に至る
2018年4月	常務執行役員 営業総本部 建築営業本部長		

■取締役候補者とした理由

藤村廣志氏は、営業部門の業務の執行を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。現在、営業総本部長として営業部門を統括、当社グループの営業戦略の立案、実行に取り組んでおり、当社グループの持続的発展及び中長期的な企業価値向上の実現に向け適任と判断し、取締役候補者としております。

7 はんだ
半田



所有する当社の
株式の数

12,801株

取締役会出席率

—

きみお
公男 1956年1月14日生

新任

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1979年4月	当社入社	2018年4月	当社 常務執行役員 営業総本部 副総本部長
2005年7月	土木事業本部 経理部長		土木総本部 コンプライアンス担当
2008年6月	建築事業本部 経理部長		企業倫理室 副室長
2010年6月	北陸支店 副支店長	2020年4月	専務執行役員 企業倫理室長
2014年4月	清水総合開発株式会社 代表取締役社長		営業総本部 コンプライアンス担当 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

半田公男氏は、経理・財務関連業務、不動産関連事業及びコンプライアンス関連業務の執行を通じて、当社グループの事業活動に関し、豊富な経験と高度な見識を有しております。現在、企業倫理室長として、企業倫理の浸透及びコンプライアンスの徹底に係る施策に取り組んでおり、当社グループの持続的発展及び中長期的な企業価値向上の実現に向け適任と判断し、取締役候補者としております。

8 しみず
清水



所有する当社の
株式の数

6,500,000株

取締役会出席率

100% (16/16回)

もとあき
基昭 1971年4月25日生

再任

非業務
執行

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1998年2月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社	(重要な兼職の状況)
2004年7月	当社入社	清水地所株式会社 代表取締役社長
2011年6月	清水地所株式会社 取締役	
2014年6月	同社 代表取締役社長（現任）	
2017年3月	当社退社	
2017年6月	当社取締役 現在に至る	

■ 取締役候補者とした理由

清水基昭氏は、国内外での事業活動に関する豊富な経験と経営者としての高い見識を有するとともに、現在、業務執行から独立した立場で、当社216年の歴史を担う清水宗家当主として、長期的な視野に基づき当社の経営及び業務執行を監督しております。2019年1月より、指名報酬委員会の委員長としてその職責を果たしており、当社グループの持続的発展及び中長期的な企業価値向上の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役候補者としております。

9 いわもと
岩本



所有する当社の
株式の数

1,030株

取締役会出席率

100% (12/12回)

社外取締役在任期間

(本總會終結時)

1年

たもつ
保 1950年9月25日生



略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1974年4月	味の素株式会社入社	(重要な兼職の状況)
2001年7月	ベトナム味の素社 社長	味の素株式会社 常任顧問
2005年6月	味の素株式会社 執行役員 人事部長	ハウス食品グループ本社株式会社 社外監査役
2009年6月	同社 取締役常務執行役員	
2011年6月	同社 取締役専務執行役員	
2015年6月	同社 代表取締役 副社長執行役員	
2017年6月	同社 常任顧問 (現任) (2020年6月30日退任予定)	
2017年6月	ハウス食品グループ本社株式会社 社外監査役 (現任)	
2019年6月	当社取締役 現在に至る	

■ 社外取締役候補者とした理由

岩本保氏は、長年にわたる、上場企業役員としての会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、これらを活かして、客観的・中立的な立場から当社の経営を監督していただけるものと判断していることから、引き続き取締役候補者としております。

■ 独立性について

岩本保氏は、当社の上場する東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性に関する基準を満たしており、当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続いたします。
なお、当社は、同氏が2017年6月まで代表取締役、現在常任顧問を務める味の素株式会社との間で、工事の請負等の取引がありますが、直近事業年度における同社からの工事代金等の受取額は、当社の同事業年度の連結総売上高の0.1%未満であり、当社社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

当社計算書類(単体)

監査報告

1)参考

10

むらかみ
村上あや
文

1954年 8月 7日生

再任

社外

独立
役員非業務
執行所有する当社の
株式の数

6,036株

取締役会出席率

100% (16/16回)

社外取締役在任期間

(本総会終結時)

5年

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1977年4月	労働省入省	(重要な兼職の状況)
1996年4月	労働省 婦人局 婦人福祉課長	帝京大学 法学部法律学科 教授
1998年7月	厚生省 老人保健福祉局 老人福祉振興課長 介護保険制度実施推進本部員	
2001年1月	内閣府 男女共同参画局 推進課長	
2003年8月	厚生労働省 埼玉労働局長	
2006年12月	財団法人21世紀職業財団 専務理事	
2011年4月	帝京大学 法学部法律学科 教授 (現任)	
2015年6月	当社取締役 現在に至る	

■ 社外取締役候補者とした理由

村上文氏は、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり労働厚生行政に携わった豊富な経験・見識及び大学の教授としての専門的知識・経験を有しており、これらを当社の働き方改革及びダイバーシティ経営の推進等に活かしていただくとともに、客観的・中立的な立場から当社の経営を監督していただけるものと判断していることから、引き続き取締役候補者としております。

■ 独立性について

村上文氏は、当社の上場する東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性に関する基準を満たしており、当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続いたします。

なお、当社は同氏が現在教授を務める学校法人帝京大学との間で、商品の販売等の取引がありますが、直近事業年度における同法人からの商品代金等の受取額は、当社の同事業年度の連結総売上高の0.1%未満であり、当社社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。

11

たむら まゆみ
田村 真由美

1960年5月22日生

再任

社外

独立
役員非業務
執行所有する当社の
株式の数

1,030株

取締役会出席率

100% (12/12回)

社外取締役在任期間

(本総会終結時)

1年

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1983年4月	ソニー株式会社入社	2015年6月	本田技研工業株式会社 社外監査役
2002年7月	ジョンソン・ディバシー株式会社 (現シーバイエス株式会社) 執行役員	2017年6月	同社 社外取締役監査等委員 (現任)
2004年12月	アディダスジャパン株式会社 CFO	2017年6月	株式会社日立ハイテクノロジーズ (現株式会社日立ハイテク) 社外取締役 (現任)
2007年6月	株式会社西友 (現合同会社西友) 執行役員シニアバイスプレジデント 兼最高財務責任者 (CFO)	2019年6月	当社取締役 現在に至る
2010年5月	同 兼ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス合同会社 (現ウォルマート・ジャパン・ ホールディングス株式会社) 執行役員シニアバイスプレジデント 兼最高財務責任者 (CFO)	(重要な兼職の状況) 本田技研工業株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社日立ハイテク 社外取締役	

■ 社外取締役候補者とした理由

田村真由美氏は、長年にわたるグローバル企業における豊富な経営経験と高い見識を有しており、これらを活かして、客観的・中立的な立場から、当社の経営を監督していただけるものと判断していることから、引き続き取締役候補者としております。

■ 独立性について

田村真由美氏は、当社の上場する東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性に関する基準を満たしており、当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続いたします。

なお、当社は、同氏が2013年7月まで執行役員シニアバイスプレジデント兼最高財務責任者 (CFO) を務めていた合同会社西友との間で、工事の請負等の取引がありますが、直近事業年度における同社からの工事代金等の受取額は、当社の同事業年度の連結総売上高の0.1%未満であり、当社社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。

(注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者のうち、岩本保氏、村上文氏及び田村真由美氏は社外取締役候補者であります。

3. 当社は、岩本保氏、村上文氏、田村真由美氏との間で会社法第427条第1項及び定款第26条の規定に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額を限度としており、本総会において各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定です。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 荒川千尋氏、石川薫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は以下のとおりです。

1

まつおか
松岡

こういち
功一

1959年3月14日生

新任



略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1981年4月 当社入社
2006年7月 東北支店 経理部長
2008年4月 財務管理部長
2013年4月 関連事業部長
2017年6月 監査部長
現在に至る

所有する当社の
株式の数

3,196株

取締役会出席率

—

監査役会出席率

—

■ 監査役候補者とした理由

松岡功一氏は、長年にわたり経理・財務、監査関連業務に携わり、財務・会計に関する豊富な経験と高度な知見を有するとともに、現在は監査部長として、業務執行について内部監査を実施しており、その経験・知見を当社グループの監査に活かせるものと判断し、監査役候補者としております。

2 いしかわ 石川



所有する当社の株式の数

0株

取締役会出席率

100% (16/16回)

監査役会出席率

100% (16/16回)

社外監査役在任期間

(本総会最終時)

4年

かおる 薫

1950年11月7日生

再任

社外

独立役員

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1972年4月	外務省入省	2015年6月	一般社団法人日本外交協会 理事(現任)
2002年9月	総合外交政策局 国際社会協力部長	2016年6月	当社監査役
2005年1月	経済局長	2017年6月	SMK株式会社 社外取締役(現任)
2007年1月	在エジプト特命全権大使		現在に至る
2010年6月	在カナダ特命全権大使		
2013年4月	同省退官		
2013年6月	公益財団法人日本国際フォーラム 専務理事		(重要な兼職の状況)
2014年4月	川村学園女子大学 特任教授(現任)		学校法人川村学園 理事
2014年5月	学校法人川村学園 理事(現任)		一般社団法人日本外交協会 理事
			SMK株式会社 社外取締役

■社外監査役候補者とした理由

石川薫氏は、社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で、直接会社経営に関与した経験はありませんが、外交の分野で指導的な役割を果たし、外交官としての豊富な経験・見識と国際情勢・SDGsに関する専門的知見を有しており、これらを活かして、グローバルな視点で当社の経営を客観的・中立的な立場から監視していただけるものと判断していることから、引き続き監査役候補者としております。

■独立性について

石川薫氏は、当社の上場する東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性に関する基準を満たしており、当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続いたします。
なお、当社は、同氏が現在理事を務める学校法人川村学園との間で、工事の請負等の取引がありますが、直近事業年度における同法人からの工事代金等の受取額は、当社の同事業年度の連結総売上高の0.1%未満であり、当社社外監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。

(注) 1. 各候補者と当社間に特別な利害関係はありません。
2. 監査役候補者のうち、石川薫氏は社外監査役候補者であります。
3. 石川薫氏の在任中、当社は、2018年3月23日、東海旅客鉄道株式会社発注の中央新幹線建設工事の入札に関し、独占禁止法違反容疑にて起訴され、2018年10月22日、東京地方裁判所から有罪判決を受けました。同氏は、平素より、法令に反する業務執行がなされないよう取締役会等において必要な注意喚起を行ってまいりました。当該違反に係る事実の判明後は、これまでの活動に加え、再発防止策の決定に際しその取組み内容を確認するとともに、他の監査役と協議し、取締役に対し、再発防止策の確実な実施及びコンプライアンスの徹底に係る要請を行い、また、再発防止策の進捗状況について内容を確認する等、その職責を果たしております。
4. 当社は、石川薫氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第33条の規定に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額を限度としており、本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定です。
また、松岡功一氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。

ご参考

1 取締役会の構成及び取締役・監査役候補者の指名方針と手続について

1. 取締役会の構成

当社の取締役会は、定款において定員を12名以内と定め、当社事業の各分野に精通した業務執行取締役と出身分野における豊富な知識と経験を有する複数の社外取締役を含む非業務執行取締役から構成し、経営環境・経営方針・事業戦略等も踏まえ、当社の経営を担う上で最適な陣容・人員としております。

2. 取締役・監査役候補者の指名方針と手続

当社では、人格、見識、経験、能力等をもとに、取締役会の構成の多様性も重視して、取締役候補者の人選を行っております。

業務執行取締役については、豊富な業務上の専門的知識と経験を有する人物を候補者とし、社外取締役を含む非業務執行取締役については、高い見識と出身分野における豊富な知識と経験を有する人物を候補者としております。

また、監査役については、財務・会計に関する適切な知見、法務・コンプライアンスに関する知見、当社事業分野に関する豊富な専門的知識と経験、出身分野における豊富な知識と経験を有する人物をバランス良く人選し、監査役会の同意を得た上で候補者としております。

当社では、これらの資質を備えていると認められることを基準として、社外取締役を含む非業務執行取締役を主な構成員とした「指名報酬委員会」の審議を経て、取締役会において、取締役及び監査役(候補者)の選任を決定することとしております。

2 社外役員(社外取締役及び社外監査役)の独立性に関する基準

当社は、次の要件を満たす社外役員及びその候補者を、当社からの独立性を有しているものと判断しております。

1. 当社又は当社の子会社の業務執行者(業務執行取締役又は執行役員その他の使用人)ではなく、就任の前10年間にもあったことがないこと。
2. 当社の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主)の重要な業務執行者(業務執行取締役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の重要な使用人)でないこと。
3. 当社の主要な取引先(直近事業年度における取引の対価となる当社の取引先からの受取額が、当社の連結総売上高の2%を超える取引先)の重要な業務執行者でないこと。
4. 当社を主要な取引先とする者(直近事業年度における取引の対価となる当社の取引先への支払額が、その取引先の連結総売上高の2%を超える取引先)の重要な業務執行者でないこと。
5. 当社の資金調達において、代替性がない程度に依存している金融機関の重要な業務執行者でないこと。
6. 当社から役員報酬以外に多額の報酬(直近事業年度における1,000万円を超える報酬)を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルタントの専門的サービスを提供する者でないこと。
7. 当社又は当社の子会社の重要な業務執行者の親族関係(配偶者又は二親等以内の親族)でないこと。

以上

第4号議案 取締役の賞与限度額設定の件

当社取締役報酬は、基本報酬である固定月額報酬と、業績連動報酬である賞与で構成されており、このうち、固定月額報酬は、2019年6月27日開催の第117期定時株主総会において、月額9,000万円以内（うち社外取締役分は月額1,000万円以内）と決定いただき、賞与につきましては、支給の都度、支給総額を定時株主総会でご承認いただいたうえで支給しておりました。

この度、取締役（支給対象は業務執行取締役。以下本議案において「対象取締役」という。）の賞与につきましても、限度額を設け、支給する場合の限度額を年額5億円以内とさせていただきますたく存じます。

当社の取締役報酬は、取締役の評価及び報酬の決定を公正かつ透明に行うために設置した、社外取締役を含む非業務執行取締役を主な構成員とする「指名報酬委員会」の審議に基づき決定しており、対象取締役の賞与は、一事業年度の当社グループの事業活動の最終的な成果である連結当期純利益を指標とし、当期の連結経常利益の目標に対する達成度合等も考慮し、当該指標に一定の比率を乗じて算定した基本賞与額に、役位別に定めた指数を乗じ、取締役各人の評価を加味して算定しております。報酬決定手続の客観性・透明性は確保されていることから、対象取締役の賞与は、「指名報酬委員会」の審議に基づき、今回設定する限度額の範囲内で、支給することとしたたく存じます。

また、ご承認いただいた場合には、2020年3月31日に終了した事業年度の賞与から適用いたしたたく存じます。

なお、2019年度の対象取締役は8名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、2020年度の対象取締役は期中の退任者2名を含め9名となる予定です。

ご参考（本議案承認可決後に適用予定）

■ 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続について

- ・取締役報酬は、基本報酬である固定月額報酬と、業績連動報酬である賞与で構成されており、取締役の評価及び報酬の決定を公正かつ透明に行うために設置した、社外取締役を含む非業務執行取締役を主な構成員とする「指名報酬委員会」の審議により決定しております。
- ・取締役の月額報酬は、2019年6月27日開催の第117期定時株主総会決議に基づく月総額90百万円以内（うち社外取締役分は月額10百万円以内）を限度としております。
- ・取締役の賞与は、一事業年度の当社グループの事業活動の最終的な成果である連結当期純利益を指標とし、当期の連結経常利益の目標に対する達成度合等も考慮し、当該指標に一定の比率を乗じて算定した基本賞与額に、役位別に定めた指数を乗じ、取締役各人の評価を加味して算定しております。
また、株主との一層の価値共有や中長期的な企業価値向上を図るため、賞与の20%相当額は自社株式取得目的報酬とし、各取締役は、当該報酬を役員持株会に拠出し、自社株式を取得することとしております。なお、取得した自社株式は在任中及び退任後一定期間継続して保有することとしております。
賞与は、指名報酬委員会において、支給の有無、支給額を審議し、支給する場合は、2020年6月26日開催の第118期定時株主総会決議に基づく年額5億円以内を限度に、支給しております。
- ・なお、社外取締役を含む非業務執行取締役については、経営の監督機能を高めるため、月額報酬のみ支給することとしております。

以上

以上

〔第118期定時株主総会招集ご通知添付書類〕

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(記載金額は、億円(百万円)未満を切捨て表示しております。)

I 企業集団(連結)の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期の連結業績



2019年度の日本経済は、企業収益や雇用・所得環境の着実な改善を背景に緩やかな回復傾向が続いたものの、2020年1月下旬以降は新型コロナウイルス感染症の世界経済への影響が懸念されるなど、先行きが不透明な状況となりました。

建設業界においては、官公庁工事で前期に大型案件の受注があった反動や、民間工事で消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がみられ、業界全体の受注高は前期を下回る水準で推移しました。

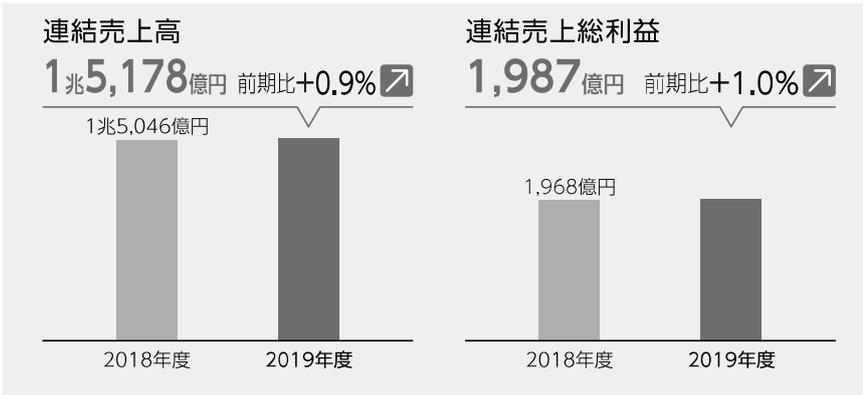
このような状況のもと、当社グループの売上高は、完成工事高及び開発事業等売上高の増加により、前期に比べ

2.0%増加し1兆6,982億円となりました。利益については、国内建築及び国内土木工事の工事採算の改善などにより完成工事総利益が増加したことに加え、開発物件の売却による開発事業等総利益の増加などにより、経常利益は前期に比べ3.0%増加し1,379億円となりました。当期純利益は固定資産の減損損失などを特別損失に計上したことから、0.7%減少し989億円となりました。

なお、期末配当金につきましては、1株につき普通配当金10円に特別配当金10円を加えた20円でお諮りさせていただきます。これにより、中間配当金を加えた年間配当金は、1株につき38円となります。

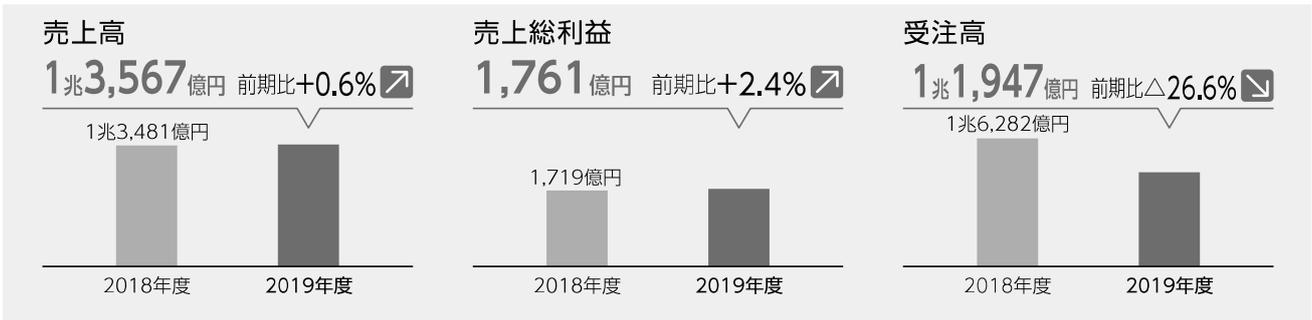
事業別の概況

建設事業 [国内建築・国内土木・海外建設事業]



売上高は、前期に比べ0.9%増加し1兆5,178億円となりました。利益については、国内建築及び国内土木工事の工事採算の改善などにより、1.0%増加し1,987億円となりました。

ご参考 当社単体情報



■ 主な受注工事

建築工事	大名プロジェクト特定目的会社	(仮称)旧大名小学校跡地活用事業
	三井不動産レジデンシャル株式会社	(仮称)渋谷区千駄ヶ谷四丁目計画
	プロロジス	プロロジスパーク草加プロジェクト
土木工事	フィリピン共和国政府	マニラ地下鉄 CP101工区建設工事
	西日本高速道路株式会社	新名神高速道路 梶原トンネル工事

■ 主な完成工事

東京ワールドゲート 神谷町トラストタワー 新築工事
(東京都港区)
発注者 森トラスト株式会社



道玄坂一丁目駅前地区第一種市街地再開発事業
施設建築物新築工事 (渋谷フクラス) (東京都渋谷区)
発注者 道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発組合



(仮称) MM21 地区47街区開発計画
(KTビル) (神奈川県横浜市)
発注者 三菱地所株式会社



竹芝ウォーターフロント開発計画本体工事
(東京都港区)

発注者 東日本旅客鉄道株式会社



カチプール、メグナ、グムティ第2橋建設及び既存橋改修事業
(バングラデシュ)

発注者 バングラデシュ人民共和国政府



カチプール橋



メグナ橋



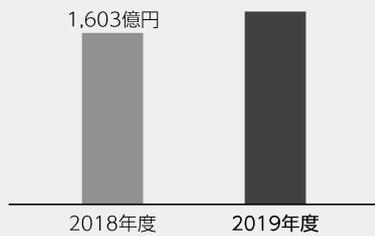
グムティ橋

非建設事業（開発事業等）

【投資開発事業・エンジニアリング事業・LCV事業・フロンティア事業 等】

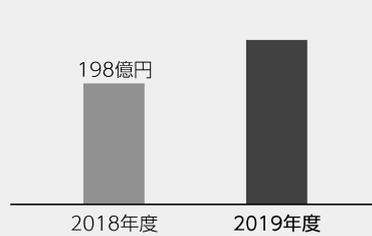
連結売上高

1,804億円 前期比+12.5% ↗



連結売上総利益

269億円 前期比+35.6% ↗



売上高は、前期に比べ12.5%増加し1,804億円、利益は開発物件の売却などにより、35.6%増加し269億円となりました。

■ LCV事業



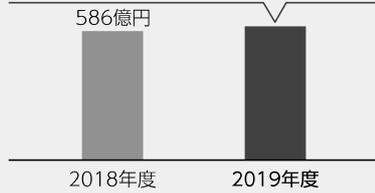
「千葉大木戸ソーラーシェアリング*」
（営農型太陽光発電）」

※一つの土地で農業と発電事業を同時に行う取組み

ご参考 当社単体情報

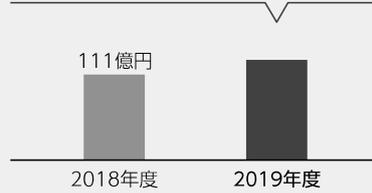
売上高

608億円 前期比+3.9% ↗



売上総利益

130億円 前期比+17.2% ↗



■ 投資開発事業



「S・LOGI新座 West」

■ エンジニアリング事業



「テイカ製薬株式会社 点眼剤工場 無菌充填設備」

当社単体における部門別受注(契約)高・売上高・繰越高

(単位:百万円)

区分		前期繰越高	当期受注(契約)高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建築	1,581,530	907,799	1,073,463	1,415,866
	土木	479,023	286,981	283,251	482,753
	計	2,060,553	1,194,781	1,356,715	1,898,620
開発事業等		77,918	79,622	60,889	96,651
合計		2,138,472	1,274,404	1,417,604	1,995,272

次期連結業績の見通し

2020年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれます。また、海外経済の動向や金融・資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

建設業界においても、公共投資は堅調な推移が見込まれるものの、新型コロナウイルス感染症拡大により、民間建設投資では製造業を中心とした設備投資への影響が懸念され、また、建設資材を中心としたサプライチェーンの確保に留意を要するなど、業界全体を取り巻く経営環境は不透明さを増しております。

このような状況の中、当社グループの次期連結業績見通しについては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を合理的に算定することが困難であるため、本事業報告作成時点においては、未定としております。今後、合理的に算定することが可能となった時点で、当社ウェブサイト等を通じて速やかに公表いたします。

2. 財産及び損益の状況の推移

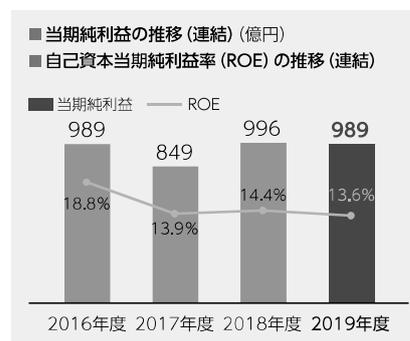
(1) 企業集団（連結）の財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区 分	第115期 (2016年度)	第116期 (2017年度)	第117期 (2018年度)	第118期(当期) (2019年度)
売 上 高	1,567,427	1,519,435	1,664,960	1,698,292
経常利益	131,197	124,130	133,957	137,986
当期純利益	98,946	84,978	99,668	98,977
1株当たり当期純利益	126円11銭	108円31銭	127円04銭	128円31銭
自己資本当期純利益率 (ROE)	18.8%	13.9%	14.4%	13.6%
総 資 産	1,688,197	1,780,943	1,860,794	1,904,934
純 資 産	576,879	656,330	735,242	736,412

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数によって算出しております。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第117期の期首から適用しており、第116期の総資産の金額については、当該会計基準等を選って適用した後の金額となっております。



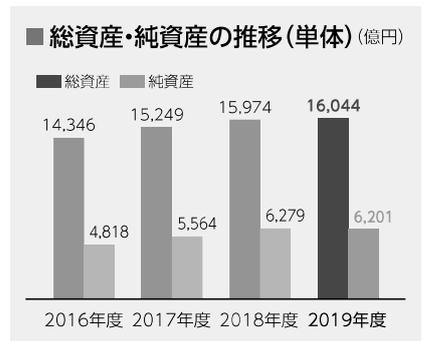
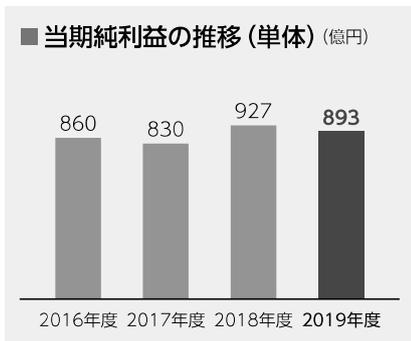
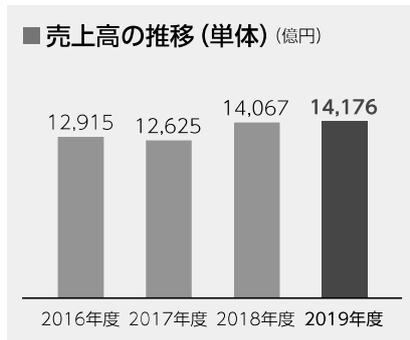
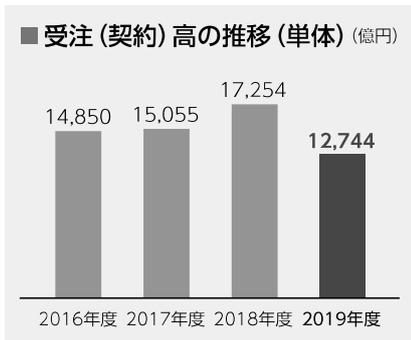
(2) 当社単体の財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

区 分	第115期 (2016年度)	第116期 (2017年度)	第117期 (2018年度)	第118期(当期) (2019年度)
受注(契約)高	1,485,061	1,505,577	1,725,456	1,274,404
売上高	1,291,550	1,262,554	1,406,730	1,417,604
経常利益	114,878	113,116	121,742	122,686
当期純利益	86,020	83,004	92,733	89,365
1株当たり当期純利益	109円45銭	105円62銭	118円00銭	115円65銭
総資産	1,434,690	1,524,948	1,597,475	1,604,429
純資産	481,879	556,455	627,910	620,143

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数によって算出しております。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第117期の期首から適用しており、第116期の総資産の金額については、当該会計基準等を選定して適用した後の金額となっております。



3. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大を受けた当社グループの対応について

当社では、2020年1月下旬以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、社長を本部長とする対策組織を立ち上げ、全社を挙げて感染拡大防止策を推進しております。作業所においては関係省庁の要請を勘案し、除菌消毒と「三つの密」回避の徹底を図り、また内勤においてもテレワークの励行による出社人数の絞り込みや出張自粛などにより、人と人との接触を極力減らす施策に全力で取り組んでおります。

当社は、2020年4月に政府から発出された緊急事態宣言を受けて、当社グループ及び協力会社社員の生命・安全を最優先事項と考え、またこの感染症の拡大防止策の一層の強化を図るため、当初対象となった7都府県及び追加で指定された6道府県を加えた13の特定警戒都道府県に所在する当社作業所について、原則として閉所する方針としました。

2020年5月、政府による緊急事態宣言は一部で解除されたものの、現時点で新型コロナウイルス感染症の沈静化の時期は見通せない状況にあります。こうした中で、当社は、建設業における雇用の確保など経済活動の維持のために工事を進めることも重要であると判断し、感染防止対策を一層強化・徹底するための、関係省庁のガイドライン及び当社が設定した安全ルールを満たす管理体制が整った作業所から、関係先の皆様と協議のうえ、順次工事を再開しております。

新型コロナウイルス感染症への対応は収束まで長期化することが想定されており、将来に対する不確実性が世界的に拡がる中で、建設事業においては、感染防止対策に伴う建設コストの増加や工期遅延等による工事損益の悪化、不動産市況・設備投資動向等の外部環境の変化による受注高の減少等が懸念されるなど、当社グループを取り巻く経営環境は非常に厳しい状況となることが想定されます。当社は、新型コロナウイルスに関する状況の推移を注視しながら、感染防止対策に最善を尽くすとともに、事業の継続及び業績に与える影響を最小限度に留めるべく、グループを挙げて、着実に事業活動を遂行してまいります。

今後の状況により開示すべき事象が発生した場合は、当社ウェブサイト等を通じて速やかに公表いたします。

独占禁止法違反事件に対する再発防止策の実施状況について

当社は、東海旅客鉄道株式会社発注の中央新幹線建設工事における独占禁止法違反事件に関し、2018年10月に有罪判決を受け、建設業法の規定に基づき、2019年2月2日～同年6月1日の間、営業停止処分を受けました。再発防止策につきましては、2018年3月から継続して実施しております。

当事業年度における再発防止策の実施状況は、以下のとおりです。

■再発防止策の実施状況

(1) 経営トップが率先して倫理意識の涵養とコンプライアンスの徹底を図る

- ①経営幹部向け企業倫理研修(各回約300名の役員・幹部社員, 延べ約900名が受講)
 - ・守屋淳氏「ビジネスにおける 論語と算盤の実践」
 - ・田口佳史氏「渋沢栄一と論語」
 - ・川合竜太弁護士「近時の独占禁止法等の実務」
- ②「論語と算盤」eラーニング研修
 - ・全従業員約10,000名及び子会社の役職員4,200名が受講
- ③社内報及び社内イントラネットによる啓発
 - ・渋沢史料館 館長による「論語と算盤」についての連載コラム(7回)

(2) 行動規準の周知徹底

- ・外部弁護士による研修と意見交換(土木担当役員, 営業担当役員及び支店幹部を対象)
- ・法務部による研修・支店幹部ヒアリング

(3) 特定プロジェクトに対するコンプライアンスチェックの強化

- ・競争制限行為を誘引するリスクが高いと判断する案件を特定(建築・土木合わせて約70案件が指定され, 毎月案件の進捗に従い見直しを実施)
- ・同案件に関する営業役員, 部署長, 営業担当者へのヒアリング・チェック(2019年度は累計約280案件を実施)
- ・必要に応じて, 外部弁護士によるヒアリングも実施(2019年度 7案件)

(4) 再発防止策の実施状況についての弁護士による評価

- ・2020年4月に, 外部弁護士による評価を行った結果, 「独占禁止法の順守に真摯に取り組んでいることが窺え, その姿勢は十分な評価に値する。」との結論を得た。
この評価は今後も定期的に行う。

シミズのSDGs・ESGへの取組み

■ SDGsの達成に向けて

シミズグループは、昨年5月に、SDGsの達成期限でもある2030年を見据えた長期ビジョン「SHIMZ VISION 2030」を策定しました。イノベーションを通じた価値の提供により、SDGsの達成に貢献します。

「SHIMZ VISION 2030」では、シミズグループが社会に提供する価値として“安全・安心でレジリエント*な社会の実現”，“健康・快適に暮らせるインクルーシブ*な社会の実現”，“地球環境に配慮したサステナブル*な社会の実現”を掲げています。

■ ESG経営の推進

シミズグループは、ESG経営を推進し、事業活動を通じて社会的責任を果たすことで、ステークホルダーからの信頼を高めるとともに、中長期的な企業価値向上と持続的な成長を実現します。

・・・ シミズグループが提供する価値 ・・・



※レジリエント (resilient): 強くしなやかで復元力がある
 インクルーシブ (inclusive): すべての人が社会の一員として参加できる
 サステナブル (sustainable): 地球環境を保全しつつ持続的発展が可能

中期経営計画「ESG経営の推進」

- E** (環境): 持続可能な地球環境への貢献
- S** (社会): すべてのステークホルダーとの「共生」
- G** (ガバナンス): コンプライアンスの徹底とリスクマネジメントの強化

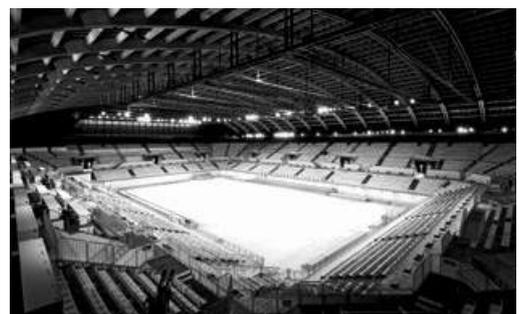
E (環境)

〔持続可能性に配慮した調達〕

有明体操競技場に国産木材を約2,300m³使用

森林の持続可能性を確保するためには、原材料調達、製造、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクル全体を通じて、環境負荷の最小化を図るとともに、人権・労働など社会問題にも配慮することが必要です。

当社が施工を担当した東京都江東区の有明体操競技場では「持続可能性に配慮した調達コード」に基づき、大屋根に国産のカラマツ、外装と観客席に国産のスギを合計約2,300m³使用しています。東京2020オリンピック・パラリンピックのために新設された競技施設としては、最大の国産木材使用量です。



約1,200席ある観客席には国産スギが使用されている。

目 (環境)

〔気候変動への対応〕

TCFD[※]提言への賛同表明と気候変動関連情報の開示

気候変動対策は、持続可能な地球環境のため最優先で取り組むべき事項のひとつです。シミズグループでも地球温暖化防止に向け、CO₂排出量削減の中長期目標「エコロジー・ミッション2030-2050」を設定しています。また、気候変動を重要な経営課題と捉えて、事業に及ぼすリスク・機会を分析し、経営に反映させています。

当社は、2019年10月にはTCFD提言への賛同を表明し、「TCFDコンソーシアム」にも参加しました。気候変動への対応を取締役に報告を行うとともに、TCFD提言に沿った気候変動関連の情報を開示していきます。



※TCFD (気候変動関連財務情報開示タスクフォース): 2015年に金融安定理事会により設置されたイニシアチブ。金融市場の安定化を図ることを目的に、企業等に対して気候変動リスク及び機会の財務的影響の把握と情報開示を促している。

目 (社会)

〔地方創生の取組み〕

岐阜県立森林文化アカデミーと連携協定を締結

地域社会が持続的な社会を創生することを目指す「地方創生」の達成のためには、企業との連携が有効な手段です。当社では、地域社会が抱える社会的課題解決に向けて、地域社会と連携した様々な取組みを進めています。

2019年8月、当社は、地域循環型社会の実現を目的に岐阜県立森林文化アカデミーと連携協定を締結しました。森林と木に関する人財の育成、森林・林業・木材産業の振興及び社会基盤としての森林の公益的機能維持等に協力しています。



目 (ガバナンス)

〔ステークホルダーへの情報開示〕

ESGアナリストの方々を対象とした「SDGs・ESG説明会」を開催

当社では、企業の持続的成長と価値向上のため、株主、機関投資家、金融アナリストの皆様との対話及び情報開示を重要視しています。

2019年10月に、ESGアナリストの方々を対象とした「SDGs・ESG説明会」を初めて開催し、シミズグループのイノベーションを通じた価値の提供によるSDGsの達成に向けた事業について説明を行いました。今後も様々な対話及び情報開示を積極的に行い、当社の事業戦略や経営環境についてご理解いただけるよう努めていきます。

4. 資金調達の状況

当社は公募により普通社債を次のとおり発行し、これらの資金を、普通社債の償還資金、設備資金及び借入金の返済に充当しました。

2019年 9月	第25回無担保普通社債	200億円
2019年12月	第26回無担保普通社債	100億円 (グリーンボンド)

5. 設備投資の状況

当期の設備投資額は1,243億円であり、主なものは、賃貸事業をはじめとする事業用固定資産の取得であります。

このうち、当社単体の設備投資額は753億円です。

6. 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
清水総合開発株式会社	3,000	100	不動産の売買・賃貸・管理
日本ファブテック株式会社	2,437	84.6	橋梁・鉄骨製作請負
第一設備工業株式会社	400	94.3	建築設備工事請負
株式会社ミルックス	372	100	建設資機材販売・リース及び保険代理業
株式会社エスシー・マシーナリ	200	100	建設機械のレンタル
株式会社シミズ・ビルライフケア	100	100	建物リニューアル工事請負及びビルマネジメント事業

(注) 上記の当社の出資比率は、議決権比率と同率となっております。

7. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、建設事業、開発事業を主な事業とし、更に各事業に附帯関連する建設資機材の販売及びリース、金融等の事業活動を展開しております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-1) 第3200号〕及び一般建設業者〔(般-1) 第3200号〕として大臣許可を受け、建築、土木及びこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(14) 第1081号〕として大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

8. 主要な営業所等 (2020年3月31日現在)

① 当社

本店	
東京都中央区京橋二丁目16番1号	
支店等	
北海道支店 (札幌市)	東北支店 (仙台市)
北陸支店 (金沢市)	関東支店 (さいたま市)
東京支店 (東京都中央区)	横浜支店 (横浜市)
千葉支店 (千葉市)	名古屋支店 (名古屋市)
関西支店 (大阪市)	神戸支店 (神戸市)
四国支店 (高松市)	広島支店 (広島市)
九州支店 (福岡市)	土木東京支店 (東京都中央区)
国際支店 (シンガポール)	投資開発本部 (東京都中央区)
エンジニアリング事業本部 (東京都中央区)	LCV事業本部 (東京都中央区)
	技術研究所 (東京都江東区)
海外営業網	
大連, 上海, 広州, 香港, 台北, マニラ, ハノイ, ホーチミン, バンコク, ヤンゴン, クアラルンプール, シンガポール, ジャカルタ, ダッカ, ベンガルール, グルグラム, タシケント, ドバイ, イスタンブール, ルサカ, ヴロツワフ, プラハ, ロンドン, ニューヨーク, アトランタ, ケレタロ	

② 重要な子会社

清水総合開発株式会社	(東京都中央区)
日本ファブテック株式会社	(東京都中央区)
第一設備工業株式会社	(東京都港区)
株式会社ミルックス	(東京都中央区)
株式会社エスシー・マシーナリ	(横浜市)
株式会社シミズ・ビルライフケア	(東京都中央区)

9. 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団(連結)の従業員の状況

区分	従業員数(契約社員を含む)	前期末比増減
建設事業	14,195名	+ 26名
非建設事業 (開発事業等)	1,244名	+ 37名
その他	858名	+ 50名
合計	16,297名	+ 113名

(注)「その他」には、特定の事業に区分できない当社単体の管理部門等の従業員数を記載しております。

② 当社単体の従業員の状況

従業員数(契約社員を含む)	
10,384名	

※ 契約社員を除く従業員の状況

人数	9,596名	前期末比増減	140名増
平均年齢	42.9歳	平均勤続年数	15.3年

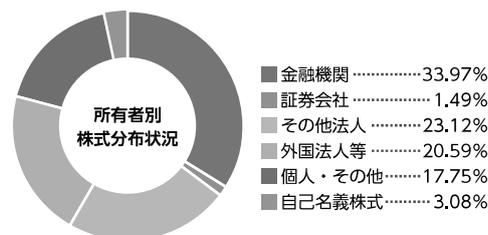
10. 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	67,909 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	34,482
株式会社三井住友銀行	13,564
農林中央金庫	12,866
株式会社八十二銀行	9,936
第一生命保険株式会社	8,499
株式会社千葉銀行	7,813
富国生命保険相互会社	7,096
株式会社百五銀行	4,461
株式会社山口銀行	3,842

Ⅱ 会社の現況に関する事項 (当社単体)

1. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株
 (2) 発行済株式総数 788,514,613株
 (3) 株主数 51,373名 (前期末比1,200名減)
 (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	65,012 千株	8.51 %
清水地所株式会社	62,030	8.12
社会福祉法人清水基金	38,595	5.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	33,352	4.36
一般財団法人住総研	17,420	2.28
清水建設持株会	16,090	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	15,208	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	12,978	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	12,541	1.64
株式会社みずほ銀行	10,697	1.40

(注) 持株比率は、自己株式 (24,319,328株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上による更なる企業価値向上を図るため、2019年6月24日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり自己株式を取得しました。

取得した株式の種類及び数	普通株式 21,690,100株
取得価額の総額	19,999,968,458円
取得期間	2019年7月1日～2020年2月21日

2. 会社の新株予約権等に関する事項

2015年9月30日開催の取締役会決議に基づき発行した「2020年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(2015年10月16日発行)」の概要

新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	転換価額	新株予約権の行使期間	本社債の額面金額の総額
3,000個	普通株式 本社債の額面金額の総額 を転換価額で除した数	1,252.9円	2015年10月30日 から 2020年10月 2日 まで	300億円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	会社における担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	宮本 洋一	
取締役社長 (代表取締役)	井上 和幸	
取締役副社長 (代表取締役)	寺田 修	国際事業全般担当, LCV事業担当, エンジニアリング事業担当
取締役副社長 (代表取締役)	今木 繁行	建築総本部長, 生産性向上推進担当, 原子力・火力担当, 情報統括担当, デジタル戦略推進室長
取締役副社長 (代表取締役)	東出公一郎	管理部門担当, 企業倫理室長, SDGs・ESG担当
取締役副社長 (代表取締役)	山地 徹	営業総本部長, 夢洲プロジェクト室長
取締役副社長	池田 耕二	関西圏担当, 関西支店長, 夢洲プロジェクト室 副室長, 夢洲プロジェクト室 建築担当
取締役 (代表取締役)	山中 庸彦	土木総本部長
取締役 非業務執行	清水 基昭	清水地所株式会社 代表取締役社長
取締役 独立 社外 非業務執行	岩本 保	味の素株式会社 常任顧問, ハウス食品グループ本社株式会社 社外監査役
取締役 独立 社外 非業務執行	村上 文	帝京大学 法学部法律学科 教授
取締役 独立 社外 非業務執行	田村真由美	本田技研工業株式会社 社外取締役監査等委員, 株式会社日立ハイテク 社外取締役
監査役 (常勤)	荒川 千尋	
監査役 (常勤)	渡邊 英人	
監査役 (常勤) 独立 社外	金子 初仁	
監査役 独立 社外	西川 徹矢	弁護士 (笠原総合法律事務所), 株式会社セキド 社外監査役, 株式会社ラック 社外取締役, 株式会社創建 社外監査役, 株式会社太平エンジニアリング 社外監査役
監査役 独立 社外	石川 薫	学校法人川村学園 理事, 一般社団法人日本外交協会 理事, SMK株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 岩本保氏, 同村上文氏, 同田村真由美氏は, 社外取締役であります。
 2. 監査役 金子初仁氏, 同西川徹矢氏, 同石川薫氏は, 社外監査役であります。
 3. 当社は, 社外取締役である岩本保氏, 村上文氏及び田村真由美氏並びに社外監査役である金子初仁氏, 西川徹矢氏及び石川薫氏を, 一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し, 東京証券取引所に届け出ております。
 4. 当社は, 社外役員の重要な兼職先である, 味の素株式会社, 学校法人帝京大学, 本田技研工業株式会社, 株式会社日立ハイテク, 株式会社ラック, 学校法人川村学園との間で取引関係がありますが, いずれも一般的な取引条件に基づく取引であり, 特別な関係はありません。この他, 社外役員の兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。
 5. 監査役 荒川千尋氏は, 長年にわたり経理・財務, 監査関連業務に携わり, 財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役 渡邊英人氏は, 長年にわたり経理業務に携わり, 財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 監査役 金子初仁氏は, 長年にわたり金融機関における銀行業務及び経営に携わり, 財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 8. 2020年4月1日付で, 以下のとおり取締役の地位及び担当の変更を行っております。

会社における地位	氏名	会社における担当
取締役副社長 (代表取締役)	今木 繁行	建築総本部長, 情報統括担当, 生産性向上推進担当
取締役副社長 (代表取締役)	東出公一郎	管理部門担当, SDGs・ESG担当
取締役副社長 (代表取締役)	山地 徹	エンジニアリング事業担当, LCV事業担当, フロンティア開発担当
取締役 (代表取締役)	山中 庸彦	土木総本部長, 安全環境担当
取締役	寺田 修	

9. 当事業年度中の退任取締役

退任時の地位	氏名	退任日	退任事由
取締役	竹内 洋	2019年6月27日	任期満了

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は, 会社法第427条第1項, 定款第26条及び同第33条の規定に基づき, 社外取締役及び監査役の全員と, その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において, その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは, 会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対して損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の総額
取締役	13名	977百万円
監査役	5名	120百万円
うち社外役員	7名	98百万円

- (注) 1. 上記には, 2019年6月27日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の報酬額を含んでおります。
 2. 上記の取締役の報酬等の額には, 第118期定時株主総会での上程議案「取締役の賞与限度額設定の件」が原案どおり承認可決された場合に支払う予定である, 取締役8名 (非業務執行取締役及び社外取締役を除く) に対する賞与271百万円を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

社外役員の当事業年度における主な活動状況等

社外取締役

地 位	氏 名	取締役会における発言の状況等	取締役会への出席状況
取締役	岩本 保	上場企業役員として会社経営に携わった経験・見識から適宜発言を行っております。	12回/12回 (100%)
取締役	村上 文	労働厚生行政に携わった経験・見識及び大学教授としての専門的見地から適宜発言を行っております。	16回/16回 (100%)
取締役	田村真由美	グローバル企業において会社経営に携わった経験・見識から適宜発言を行っております。	12回/12回 (100%)

※岩本保氏、田村真由美氏の取締役会出席状況は、2019年6月27日の取締役就任以降のものを対象としております。

社外監査役

地 位	氏 名	取締役会における発言の状況等	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
監査役 (常勤)	金子 初仁	金融機関役員として経営に携わった経験・見識から適宜発言を行っております。	16回/16回 (100%)	16回/16回 (100%)
監査役	西川 徹矢	警察・防衛行政に携わった経験・見識及び弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。	16回/16回 (100%)	16回/16回 (100%)
監査役	石川 薫	外交に携わった経験・見識並びに国際情勢及びSDGsに関する専門的見地から適宜発言を行っております。	16回/16回 (100%)	16回/16回 (100%)

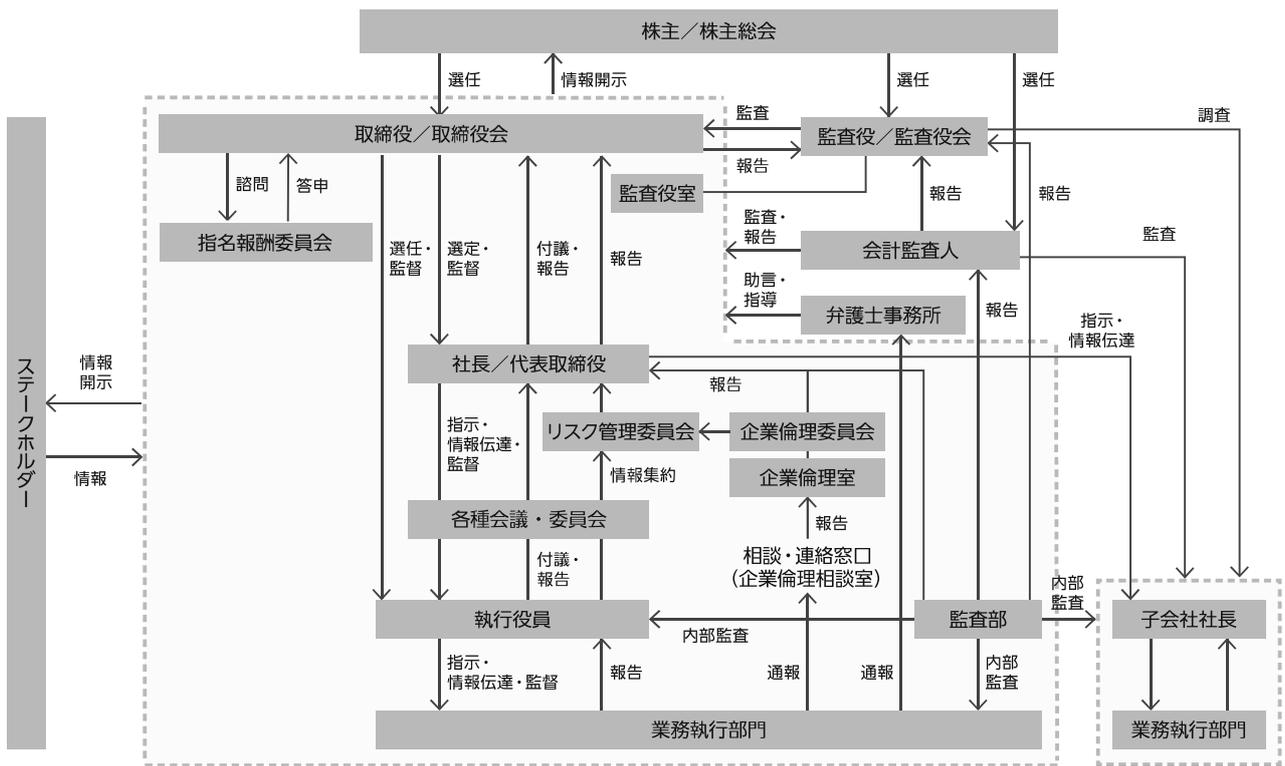
ご参考 当社のコーポレート・ガバナンスに対する取組み

■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「論語と算盤」の社是の下、事業活動を通じた社会的責任を果たすことで、株主・投資家をはじめ顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーからの信頼を高めるとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、迅速性・効率性・透明性の高い、適法な経営を目指しております。

このため、経営戦略決定機能と業務執行機能の分離を基本に、それぞれの職務執行を取締役会及び監査役が的確に監督・監査する体制を築くこと、併せてすべての取締役、執行役員、監査役及び従業員が高い企業倫理観に基づいたコンプライアンス経営を実践することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

コーポレート・ガバナンス体制図



■ 指名報酬委員会

取締役、執行役員に関する選解任、評価、報酬の決定を公正・透明に行うため、社外取締役を含む非業務執行取締役を主な構成員とした「指名報酬委員会」を設置しております。構成員6名のうち、非業務執行取締役は4名であり、その内の1名が指名報酬委員会の委員長を務めております。

指名報酬委員会の構成 (2020年3月31日現在)

非業務執行取締役 (4名)	業務執行取締役 (2名)
清水 基昭 (取締役) ※委員長	井上 和幸 (取締役社長)
岩本 保 (社外取締役)	東出公一郎 (取締役副社長)
村上 文 (社外取締役)	
田村真由美 (社外取締役)	

■ 取締役会の実効性の評価

当社の取締役会は、毎年1回、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。2019年の評価方法及び結果の概要は以下のとおりです。

(1) 評価方法

全取締役及び全監査役によるディスカッション方式 (自己評価)

- ・対象期間：2019年1月から12月 (1年間)
- ・実施日：2019年12月取締役会
- ・主な評価項目：取締役会の構成、機能、運営状況、社外取締役へのサポート状況、取締役に対する研修等の実施状況、株主・投資家との対話の状況等

(2) 評価結果の概要

当社の取締役会全体の実効性は確保されていると評価しております。

なお、各評価項目についてディスカッションで示された意見・提案等を踏まえた、今後の主な検討課題は下記のとおりです。

(取締役会の機能・運営状況)

- ・グローバル、グループを意識した経営戦略及び経営監督機能の強化
- ・重要事項を審議する十分な時間の確保に向けた、取締役会付議基準の見直しと取締役会の効率的な運営 (社外取締役へのサポート状況等)
- ・取締役会議案の事前説明の早期化と経営に資する情報提供の更なる充実

- ・取締役会とは別に、会長・社長と非業務執行取締役(社外取締役を含む)あるいは社外監査役が意見交換する機会の増加
(株主・投資家との対話)
- ・IR活動等を通じて得られた株主・投資家の意見の取締役会へのタイムリーな報告

(3) 今後の取組み

当社は、取締役会の実効性評価の結果を踏まえて、取締役会の実効性向上とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を目指していきます。

■ 政策保有株式の保有方針等

(1) 保有方針等

当社は、営業政策上の必要性がある場合、「取引先との関係強化」の目的で、政策保有株式として、取引先の株式を保有します。主要な政策保有株式については、取締役会が「取引先との関係強化」によって得られる当社の利益と取得額、株価変動リスク等を総合的に勘案して取得の可否を判断しています。保有株式については、毎年、個別銘柄毎に、株式保有に伴うコストやリスク、営業上の便益等の経済合理性を総合的に勘案のうえ、取締役会にて、保有の必要性を検証し、政策保有株式の縮減を段階的に進め、資本の有効活用を図ります。なお、政策保有株式のうち、2019年度に売却しました上場株式の売却額は168億円となりました。

(2) 議決権行使

当社は、政策保有株式に係る議決権行使については、議案の内容を検討し、保有目的である「取引先との関係強化」に加え、株主価値の毀損防止の観点から賛否を総合的に判断し、適切に議決権を行使します。

その他の当社のコーポレート・ガバナンスに関する事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shimz.co.jp/>)に掲載しているコーポレート・ガバナンスに関する報告書等をご参照ください。



【ご参考】 2020年4月1日現在の執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
社 長 執 行 役 員	※ 井上 和幸	
副 社 長 執 行 役 員	※ 今木 繁行	建築総本部長, 情報統括担当, 生産性向上推進担当
副 社 長 執 行 役 員	※ 東出公一郎	管理部門担当, SDGs・ESG担当
副 社 長 執 行 役 員	※ 山地 徹	エンジニアリング事業担当, LCV事業担当, フロンティア開発担当
副 社 長 執 行 役 員	※ 池田 耕二	関西圏担当, 関西支店長, 夢洲プロジェクト室 副室長, 夢洲プロジェクト室 建築担当
専 務 執 行 役 員	※ 山中 庸彦	土木総本部長, 安全環境担当
専 務 執 行 役 員	石川 裕	技術担当, 技術戦略室長, 技術研究所長
専 務 執 行 役 員	石水 功一	首都圏担当, 東京支店長, 原子力・火力担当
専 務 執 行 役 員	藤村 廣志	営業総本部長, 夢洲プロジェクト室長
専 務 執 行 役 員	波岡 滋	関東支店長
専 務 執 行 役 員	半田 公男	企業倫理室長, 営業総本部コンプライアンス担当
専 務 執 行 役 員	印藤 正裕	建築総本部 生産技術本部長
常 務 執 行 役 員	堤 義人	九州支店長
常 務 執 行 役 員	池田謙太郎	営業総本部 土木営業本部長
常 務 執 行 役 員	三澤 正俊	千葉支店長
常 務 執 行 役 員	大西 正修	建築総本部 設計本部長
常 務 執 行 役 員	北 直紀	土木総本部 海外担当
常 務 執 行 役 員	谷口 寛明	名古屋支店長
常 務 執 行 役 員	瀧口 新市	フロンティア開発室長, 営業総本部 営業担当
常 務 執 行 役 員	城田 敬久	営業総本部 営業担当
常 務 執 行 役 員	山崎 明	建築総本部 調達・見積総合センター所長
常 務 執 行 役 員	長田 淳	営業総本部 土木営業本部 副本部長
常 務 執 行 役 員	関口 猛	エンジニアリング事業本部長
常 務 執 行 役 員	桑原 泰秀	土木東京支店長
常 務 執 行 役 員	森井 満男	グローバル事業推進室長
常 務 執 行 役 員	東 佳樹	コーポレート企画室長, 人事制度改革担当
常 務 執 行 役 員	羽田 宇男	総務担当, 企業倫理相談室長, 危機管理担当
執 行 役 員	新村 達也	横浜支店長
執 行 役 員	牛頭 豊	国際支店 シンガポール ニールロード開発建設所長
執 行 役 員	齊藤 武文	北陸支店長
執 行 役 員	中川 収	北海道支店長
執 行 役 員	清水康次郎	東北支店長
執 行 役 員	山下 浩一	神戸支店長, 関西圏 現業担当
執 行 役 員	未永 俊英	関西圏 営業担当, 夢洲プロジェクト室 営業担当
執 行 役 員	田頭 能成	人事部長, 働き方改革担当
執 行 役 員	原田 知明	建築総本部 建築企画室長, 建築総本部 ものづくり研修センター所長, 建築総本部 東京木工場担当, 潮見プロジェクト室長

地位	氏名	担当
執行役員	三木 正道	広島支店長
執行役員	山田 安秀	営業総本部 営業担当
執行役員	兵藤 政和	財務担当, 財務部長, グループ会社担当, IR担当
執行役員	加藤 和彦	営業総本部 土木営業本部 副本部長
執行役員	大園 健一	工務部長
執行役員	鷲見 晴彦	投資開発本部長
執行役員	水野 哲	名古屋支店 営業担当
執行役員	榎間 隆之	建築総本部 設計本部 副本部長 構造担当
執行役員	辻 俊一	関西圏 土木担当, 夢洲プロジェクト室 土木担当
執行役員	樋口 義弘	土木総本部 土木技術本部長
執行役員	松橋 貞雄	土木総本部 技術担当
執行役員	古矢 徹	シミズ・アメリカ社 社長
執行役員	大迫 一也	四国支店長
執行役員	横山 秀雄	営業総本部 建築営業本部長
執行役員	藤田 仁	国際支店長

(注) ※印は取締役との兼務を示しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

名称	当社の当事業年度に係る 会計監査人としての報酬等の額	当社及び当社子会社が支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額
EY新日本有限責任監査法人	百万円 105	百万円 193

(注) 1. 上記会計監査人の当事業年度に係る報酬等の額は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査実績を確認し、当事業年度の監査時間、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

EY新日本有限責任監査法人は、当社に対して、ESG経営の推進に関する助言業務等を実施しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的といたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当 期 2020年3月31日現在	科目	当 期 2020年3月31日現在
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,145,908	流動負債	871,553
現金預金	351,722	支払手形・工事未払金等	319,164
受取手形・完成工事未収入金等	546,148	短期借入金	112,774
有価証券	1,020	一年内返済予定のノンリコース借入金	6,957
販売用不動産	2,836	コマーシャル・ペーパー	80,000
未成工事支出金	77,949	一年内償還予定の社債	10,000
開発事業支出金	16,472	一年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	30,016
PFI事業等たな卸資産	47,883	一年内償還予定のノンリコース社債	2,764
その他	102,651	未払法人税等	25,637
貸倒引当金	△ 775	未成工事受入金	101,390
固定資産	759,025	預り金	124,325
有形固定資産	408,440	完成工事補償引当金	3,932
建物・構築物	149,310	工事損失引当金	6,071
機械・運搬具・工具器具備品	20,011	役員賞与引当金	289
土地	207,472	独占禁止法関連損失引当金	1,820
建設仮勘定	31,645	その他	46,409
無形固定資産	12,091	固定負債	296,968
投資その他の資産	338,493	社債	60,000
投資有価証券	319,598	ノンリコース社債	23,235
繰延税金資産	2,730	長期借入金	70,360
その他	18,121	ノンリコース借入金	45,207
貸倒引当金	△ 1,957	繰延税金負債	94
		再評価に係る繰延税金負債	17,659
		退職給付に係る負債	57,293
		その他	23,119
		負債合計	1,168,521
		(純資産の部)	
		株主資本	606,741
		資本金	74,365
		資本剰余金	43,116
		利益剰余金	510,873
		自己株式	△ 21,613
		その他の包括利益累計額	123,737
		その他の有価証券評価差額金	104,898
		繰延ヘッジ損益	△ 169
		土地再評価差額金	25,864
		為替換算調整勘定	△ 1,985
		退職給付に係る調整累計額	△ 4,870
		非支配株主持分	5,932
		純資産合計	736,412
資産合計	1,904,934	負債純資産合計	1,904,934

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	
	2019年4月1日から2020年3月31日まで	
売上高		
完成工事高	1,517,883	
開発事業等売上高	180,409	1,698,292
売上原価		
完成工事原価	1,319,118	
開発事業等売上原価	153,504	1,472,622
売上総利益		
完成工事総利益	198,765	
開発事業等総利益	26,904	225,670
販売費及び一般管理費		91,775
営業利益		133,894
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,518	
その他	2,751	10,269
営業外費用		
支払利息	2,244	
為替差損	1,713	
その他	2,219	6,178
経常利益		137,986
特別利益		
投資有価証券売却益	7,517	
その他	63	7,581
特別損失		
投資有価証券売却損	507	
投資有価証券評価損	794	
減損損失	2,915	
その他	1	4,217
税金等調整前当期純利益		141,349
法人税、住民税及び事業税	48,931	
法人税等調整額	△ 6,700	42,230
当期純利益		99,119
非支配株主に帰属する当期純利益		141
親会社株主に帰属する当期純利益		98,977

当社計算書類(単体)

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期 2020年3月31日現在	科目	当期 2020年3月31日現在
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	950,249	流動負債	787,738
現金預金	269,962	支払手形	58,408
受取手形	22,555	工事未払金	210,661
完成工事未収入金	481,275	短期借入金	93,373
有価証券	1,000	コマーシャル・ペーパー	80,000
販売用不動産	0	一年内償還予定の社債	10,000
未成工事支出金	73,805	一年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	30,016
開発事業支出金	5,885	未払法人税等	22,669
その他	96,479	未成工事受入金	90,943
貸倒引当金	△ 713	預り金	142,792
固定資産	654,179	完成工事補償引当金	3,806
有形固定資産	308,248	工事損失引当金	5,729
建物・構築物	123,343	役員賞与引当金	289
機械・運搬具	4,101	独占禁止法関連損失引当金	1,820
工具器具・備品	4,783	その他	37,227
土地	152,820	固定負債	196,547
建設仮勘定	23,199	社債	60,000
無形固定資産	6,567	長期借入金	53,436
投資その他の資産	339,362	再評価に係る繰延税金負債	17,659
投資有価証券	281,690	退職給付引当金	44,476
関係会社株式	41,987	その他	20,975
その他の関係会社有価証券	3,850	負債合計	984,286
長期貸付金	3,311	(純資産の部)	
破産更生債権等	16	株主資本	490,635
長期前払費用	609	資本金	74,365
繰延税金資産	72	資本剰余金	43,144
その他	9,899	資本準備金	43,143
貸倒引当金	△ 2,075	その他資本剰余金	1
		利益剰余金	394,316
		利益準備金	18,394
		その他利益剰余金	375,921
		固定資産圧縮積立金	5,026
		別途積立金	295,200
		繰越利益剰余金	75,694
		自己株式	△ 21,191
		評価・換算差額等	129,507
		その他有価証券評価差額金	103,811
		繰延ヘッジ損益	△ 168
		土地再評価差額金	25,864
資産合計	1,604,429	純資産合計	620,143
		負債純資産合計	1,604,429

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	当 期	
	2019年4月1日から2020年3月31日まで	
売上高		
完成工事高	1,356,715	
開発事業等売上高	60,889	1,417,604
売上原価		
完成工事原価	1,180,549	
開発事業等売上原価	47,798	1,228,348
売上総利益		
完成工事総利益	176,165	
開発事業等総利益	13,090	189,256
販売費及び一般管理費		73,974
営業利益		115,281
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,930	
その他	1,614	12,545
営業外費用		
支払利息	1,508	
為替差損	1,632	
その他	2,000	5,141
経常利益		122,686
特別利益		
投資有価証券売却益	7,508	
その他	30	7,538
特別損失		
投資有価証券売却損	507	
投資有価証券評価損	792	
減損損失	2,915	
その他	0	4,214
税引前当期純利益		126,009
法人税、住民税及び事業税	43,407	
法人税等調整額	△ 6,762	36,644
当期純利益		89,365

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

清水建設株式会社
取締役社長 井上 和 幸 殿

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政 人 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、清水建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、清水建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

当社計算書類(単体)に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

清水建設株式会社
取締役社長 井上 和 幸 殿

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 裕 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 政 人 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、清水建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、関連事業部から事業の報告を受け、必要に応じて主要な子会社に赴き、当該子会社に関する状況を子会社の取締役及び監査役等から説明を受け、意見交換をいたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況を監査いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の独占禁止法違反事件に対する再発防止策の実施状況につきましては、引き続き監視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

清水建設株式会社 監査役会

監査役(常勤)	荒川千尋	Ⓔ
監査役(常勤)	渡邊英人	Ⓔ
監査役(常勤)	金子初仁	Ⓔ
監査役	西川徹矢	Ⓔ
監査役	石川薫	Ⓔ

(注) 監査役 金子初仁、監査役 西川徹矢及び監査役 石川 薫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

【ご参考】

シミズのものづくり

ANAインターコンチネンタル別府リゾート&スパ

2019年8月、源泉数で世界一を誇る温泉都市である別府に、「温泉&リゾート」をテーマとする「ANAインターコンチネンタル別府リゾート&スパ」が誕生しました。当社の投資開発本部も事業に参画し、設計施工で取り組んだ、大分県で初めてとなる五つ星ラグジュアリーホテルです。

建材には、県産材である「日田杉」や、別府で採れる「別府石」といった地元の材料を積極的に活用するなど、「別府らしさ」を随所に感じられるようにしました。

■工事概要

所在地：大分県別府市

発注者：AQUA HEAVEN合同会社*

設計・監理：当社

工期：2018年1月～2019年6月

※東京センチュリー株式会社と当社投資開発本部が出資する合同会社



既存建物を改修したホテルエントランス。大分県産「日田杉」、別府産「別府石」といった地元の建材が効果的に使われている。



ホテル全景



別府湾を一望できるコーナースイート



別府石の巨石と杉ルーバー製の傘が印象的な1階の露天風呂

お客様から



東京センチュリー(株)
不動産ファイナンス第一部
大久保 敬裕様

当社初のホテル開発案件でした。土の切り盛りで開発許可が必要だったこともあり、経験豊富かつ親密にお取引させていただいている御社に設計と施工をお願いしました。厳しい工程をきちんと守ってプロジェクトを進行していただいたのはさすがシミズさんというところ。ホテルオペレーターや各種デザイナーなど関係者が非常に多い中、設計、施工両サイドできちんと意見を調整して、円滑に進行してください、感謝しています。

今後も、新しい開発プロジェクトと一緒に取り組んでいただければと思います。

当現場で得た経験を展開することが、自分の使命

当社の品質基準とラグジュアリーホテルにふさわしいデザインの実現との両立に大いに悩みました。設計施工のメリットを最大限生かし、設計者と本音で意見をぶつけ合った結果、納得できる納まりを実現できました。

また、着工2ヶ月半で、建物外部にモックアップルームを製作し、客室の多くを占めるスタンダードルームの仕様を早期に確定させたことは、タイトな工程を乗り切るのには大きな効果がありました。

今後予想される同種案件で、この現場で得た貴重な経験を展開することが、自分の使命だと思っています。



工事長
土志田 忠弘

日本の「別府」を世界の「BEPPU」へ

建材には、地元で採れる自然素材を多用し、内装、家具、備品には、竹細工をはじめとした地場の伝統工芸品、アート作品をふんだんに取り入れ、「別府らしさ」を演出しました。世界中のエリートトラベラーに満足いただけるよう、ワールドクラスのリゾート感と日本の温泉文化が融合した、ここでしか体験できない唯一無二の風景づくりを関係者一丸となって創り上げました。

チームで、とことんやり切った案件。日本の「別府」が世界の「BEPPU」として更なる飛躍を遂げる、そのお手伝いのできたことを誇りに思います。



設計担当
石谷 貴行

地元の皆さんからの期待を感じたプロジェクト

2007年入社。海側の増築棟に5人のチームリーダーとして携わりました。特に苦労したのは、1階外部に建設した露天風呂。工程通りに進行するため、外部足場が架かった状態で建物躯体工事との同時作業が求められました。地元の石職人と共に、30~40年寝かせた巨大な別府石を惜しげもなく組んで、最高の露天風呂を造ることができました。

上職者のサポートを得ながら、うまくチームをまとめて工事を進めることができました。地元の皆さんからの期待も感じていたこのプロジェクトが竣工したときは、大きな達成感を感じました。



施工担当
佐々木 美城

トピックス

氷都八戸市の長根屋内スケート場

高精度リンクでGolden Trowel Award受賞

八戸市が氷都の異名をもつ由縁は、氷上スポーツが広く市民の間に根付いていることにあります。立地する長根公園の歴史を辿ると古くは溜池が存在し、天然氷のリンクとして1929年に第1回全日本スピードスケート選手権が開催された由緒ある場所です。1969年には屋外リンクとして整備され、冬季アジア大会の会場にもなりました。

本施設は屋外パイピングリンクに代わる国内3例目の400m屋内スケートリンクとして整備され、国際大会に対応した競技環境と最新の省エネ設備を備えています。また9,000人規模のイベント開催など多目的利用にも対応できます。

スピードスケートの氷は薄く均質である必要があるため、製氷面は厳しい精度が要求されます。当社はリンクのコンクリートの表面が概ね±2ミリの誤差に納まるよう、業界に先駆けて高性能3Dスキャナとプロジェクションマッピング技術を駆使して施工しました。その結果、昨年度の床精度を競う海外コンテストに応募し、見事ワールドレコードで表彰を受けました。



Golden Trowel (金の鍬)トロフィーと記念楯



八戸市長根屋内スケート場



400mダブルトラックリンク



プロジェクションマッピングによるリンク施工

i-Construction で工程短縮を実現 ハッ場ダムが完成

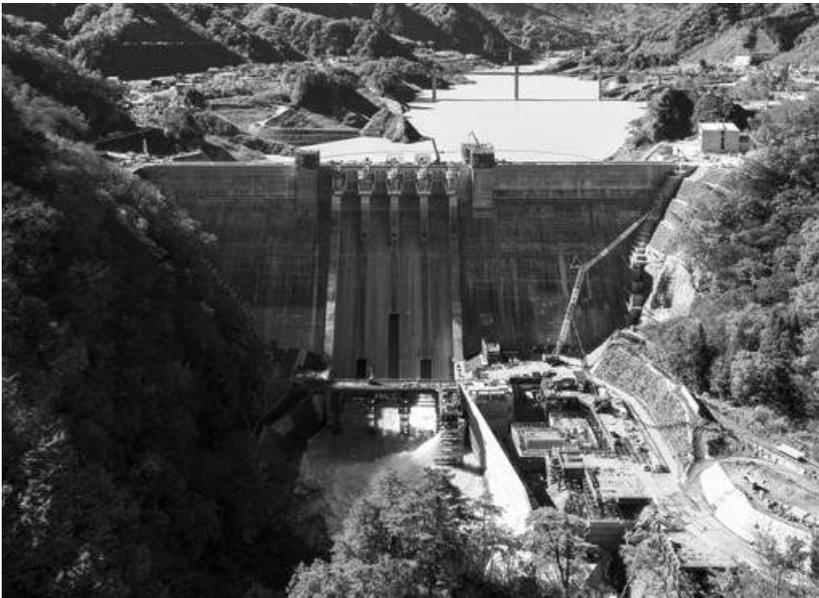
2014年8月に国土交通省関東地方整備局より受注し、工事を進めてきたハッ場ダム本体建設工事(群馬県吾妻郡長野原町)が、今春完成しました。

堤高116m、堤頂長290.8m、堤体積約100万m³の重力式コンクリートダムで、当社初の堤高100mを超えるダム建設です。

本工事では、国土交通省が推奨するi-Construction^{*1}を強力に推進。3次元スキャナとドローン撮影の3D画像とを組み合わせた3次元モデルの活用や、コンクリート作業を効率化・高速化する巡航RCD工法^{*2}の採用、工程短縮・

省人化を目的としたプレキャスト^{*3}の積極的な活用といった様々な取組みにより生産性向上を図るとともに、品質の確保に努めてきました。その結果、工程短縮を実現し、日本各地に大きな被害をもたらした昨年の台風19号においても大きな効果を発揮しました。

- ※1 i-Construction：調査・測量から設計・施工・維持管理までのあらゆるプロセスでICT等を活用し、生産性向上を図る取組み
- ※2 巡航RCD工法：重力式コンクリートダムの合理化施工法。「RCD」はRoller Compacted Dam-Concreteの略。超硬練りの内部コンクリートを先行して打ち込み、振動ローラーで締め固めた後、外部のコンクリートを後追いで施工することでコンクリート作業の効率化、高速化を実現する工法
- ※3 プレキャスト：あらかじめ工場でコンクリート部材を製作し、現場でつなぎ合わせる工法



2020年3月末に完成し、運用が開始されたハッ場ダム



当社コーポレートサイトでハッ場ダム本体建設工事紹介映像を公開
https://www.shimz.co.jp/company/about/pr/ad_yamba.html



洋上風力建設の受注トップシェアを目指す

世界最大級・高効率の自航式SEP船を建造中

当社では、約500億円を投じ、12MW級の大型風車の施工に対応できる世界最大級の搭載能力及びクレーン能力を備えた高効率の自航式SEP船^{※1}を建造中です。完成は2022年10月を予定しています。

発電能力の規模や安定性から、再生可能エネルギーの中でも特に期待されている洋上風力発電。我が国における洋上風力発電施設の建設工事市場規模は、将来5兆円超にもなると試算されていますが、これまで国内には大規模な風車を建設できる作業船がありませんでした。欧州には大型SEP船がありますが、現地での需要が高く、確保することは容易ではないため、責任を持って風車の建設を請け負うために、自前の作業船を用意することとしました。

今回建造するSEP船は、全幅50m、全長142m、総トン数28,000t、クレーンの最大揚重能力は2,500t、最高揚重高さは158mであり、世界有数の作業性能を備えます。また、日本近海の海象条件にも適応可能な設計を施しており、既存のSEP船に比べ5割程度高い稼働率を発揮できます。

2023年以降、次々と大型風車の建設が始まることが予想されます。大型風車を確実かつ効率的に施工できるSEP船を保有することで、洋上風力発電施設のEPC^{※2}受注に結びつけ、エンジニアリング事業の更なる拡大を目指します。

※1 SEP船(Self-Elevating Platform):自己昇降式作業台船。波の影響を受けず、安定した姿勢で工事ができることが特徴

※2 EPC:設計(Engineering)、調達(Procurement)、建設(Construction)を含む、プロジェクトの建設工事請負契約



建造する自航式SEP船のパーズ(ブレード取付中)



事業トピックス
新エネルギーにかける夢
世界最大級の自航式SEP船建造に着手
<https://www.shimz.co.jp/topics/engineering/item01/>

更なる成長に向け事業領域・エリアを拡大

国内外で不動産開発事業を積極推進

次世代ワークプレイス「横浜グランゲート」が竣工

横浜みなとみらい21地区に、当社単独では最大となる総投資額約550億円の賃貸オフィスビル「横浜グランゲート」が2020年2月に竣工しました。

開発にあたっては「クリエイティブな企業活動を支える次世代ワークプレイスの創造」をコンセプトに、テストキッチンや研究開発施設も構築可能なフロアを設けるなど、テナントの多様なニーズに応える高い柔軟性を追求。更に、省エネルギーと室内環境の快適性を両立する放射空調システムや、長周期・長時間地震に免震効果を発揮するデュアルフィットダンパーの採用など、高い環境性能やBCP機能も備えたハイグレードな仕様となっています。

本物件は「LEED認証・ゴールド」「CASBEE横浜・Sランク」の環境認証に加え、健康・快適性に配慮した建物・室内環境を評価する「WELL認証」をテナントビルとして日本で初めて取得予定です。

米国ニューヨークの賃貸オフィスビルを取得

2019年11月に不動産開発事業の海外展開の一環として、米国ニューヨーク・マンハッタンに立地する賃貸オフィスビル「Albano Building」(地上16階、貸床面積約17,300m²)の所有権を単独取得しました。投資額は約165億円。

当社は、今後、不動産開発事業の収益基盤の多様化を目指し、東南アジアに加えて北米への投資も拡大していく予定です。



横浜みなとみらい21地区に誕生した「横浜グランゲート」



事業トピックス
R&Dにも対応できるフレキシブルな次世代ワークプレイス「横浜グランゲート」が竣工
<https://www.shimz.co.jp/topics/stock/item07/>



米国ニューヨークで取得した賃貸オフィスビル「Albano Building」

株式の手続きに関するお知らせ

株主メモ

事業年度

4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会

6月

基準日

定時株主総会の議決権	3月31日
期末配当金	3月31日
中間配当金	9月30日

株主名簿管理人

特別口座の口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1
電話 0120-232-711 (通話料無料)
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

公告掲載方法

電子公告
公告掲載URL (<https://www.shimz.co.jp/>)
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

株式に関する各種手続きについて

- 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種手続きにつきましては、お取引の証券会社にお問合せください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行(上記連絡先)にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店でもお取次ぎいたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店で支払いいたします。

特別口座の株主様へ

「特別口座」は、株券電子化までに株券をほふりへ預託されなかった株主様の権利を保全するため、当社が株主様の名義で、三菱UFJ信託銀行に開設した口座です。

特別口座の株式は各株主様の財産であるものの、特別口座のままでは売買ができず、売買するためには、株主様が証券会社に開設した口座へ「振替」(株数等の記録を移す)手続きが必要になります。速やかにお手続きされることをお勧めいたします。
※振替手数料無料

お問合せ先は、次のとおりです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
ウェブサイト <https://www.tr.mufg.jp/daikou/>

◎「特別口座の株式を証券会社の口座へ振替えたい」とお伝えください。

配当金を郵便局窓口でお受取りの株主様へ

郵便局での配当金のお受取りには、払渡期間があらかじめ定められておりますので、払渡期間内にお受取りください。また、支払開始日から満3年を経過すると、定款の規定により配当金をお支払いできないこととなります。

安心・確実に配当金をお受取りいただくため、口座受取りの制度をご利用いただくことをお勧めいたします。

口座受取りの制度をご利用いただきますと、配当金をご指定いただきました銀行口座もしくは証券会社の口座で受取ることができるようになります。

お問合せ先は、次のとおりです。

- 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社
- 証券会社に口座をお持ちでない株主様(特別口座の株主様)
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)

◎「配当金を口座受取りの方法で受領したい」とお伝えください。

表紙写真

有明体操競技場(東京都江東区)

[発注者]

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

[設計・監理]

株式会社日建設(基本設計・実施設計管理・監理)／
当社(実施設計)

コーポレートサイトのご案内



当社コーポレートサイトでは、「株主・投資家情報」をはじめ、様々な情報を掲載しております。ぜひ、ご覧ください。



<https://www.shimz.co.jp/>

清水建設株式会社

〒104-8370 東京都中央区京橋二丁目16番1号

電話 (03) 3561-1111 (大代表)

<https://www.shimz.co.jp/>

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。



独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

清水建設株式会社
取締役社長 井上 和幸 殿

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鈴木裕司 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中川政人 

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、清水建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、清水建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

清水建設株式会社
取締役社長 井上和幸 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鈴木裕司 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中川政人 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、清水建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、関連事業部から事業の報告を受け、必要に応じて主要な子会社に赴き、当該子会社に関する状況を子会社の取締役及び監査役等から説明を受け、意見交換をいたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況を監査いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、事業報告に記載の独占禁止法違反事件に対する再発防止策の実施状況につきましては、引き続き監視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

清水建設株式会社 監査役会

監査役（常勤）	荒川 千尋	
監査役（常勤）	渡邊 英人	
監査役（常勤）	金子 初仁	
監査役	西川 徹矢	
監査役	石川 薫	